

# 市 税 概 要

令和3年（2021年）版



秦 野 市

# 目 次

## I 総括

1	秦野市の位置	1
2	人口及び世帯数の推移	1
3	令和2年度一般会計歳入歳出決算額	2
4	令和3年度一般会計予算額（当初）	3
5	歳入決算額に占める市税の割合等	4
6	市税決算額の年度別構成図	5
7	税目別市税決算額の推移	6
8	税目別市税決算状況	8
9	市税の徴収に要する経費累年比較（決算）	10
10	令和2年度県内各市の市税決算状況	12
11	県内各市の市税総額及び市民1人当たりの負担額	14

## II 賦課

1	賦課の概要	15
2	個人市県民税調定額等の推移（現年度分）	16
3	令和3年度個人市民税職種別納税義務者数等	17
4	個人市民税所得割額の推移	18
5	令和3年度個人市民税職種別段階別所得割額等の状況	20
6	法人市民税調定額の推移	23
7	規模別・決算月別の法人数	23
8	法人市民税月別調定額（現年度分）の推移	24
9	土地に関する概要	25
10	固定資産税・都市計画税調定額の推移（現年度分）	28
11	固定資産税・都市計画税納税義務者数	28
12	家屋に関する概要	29
13	償却資産に関する概要	30

14	固定資産評価審査申立の状況	31
15	課税台帳縦覧件数	31
16	軽自動車税車種別調定額等の推移（現年度分）	32
17	市たばこ税調定額等の推移（現年度分）	33
18	特別土地保有税調定額等の推移（現年度分）	34
19	入湯税調定額等の推移（現年度分）	35
20	市税減免額等の調	36

### III 徴収

1	徴収の概要	37
2	令和2年度市税取扱区分別納付額の状況（現年度分）	38
3	証明等処理件数	39
4	市税月別収入額	40
5	市税口座振替加入状況	42
6	令和2年度市税（国民健康保険税を除く）滞納処分の状況	42
7	不納欠損処分の状況	43

### IV その他

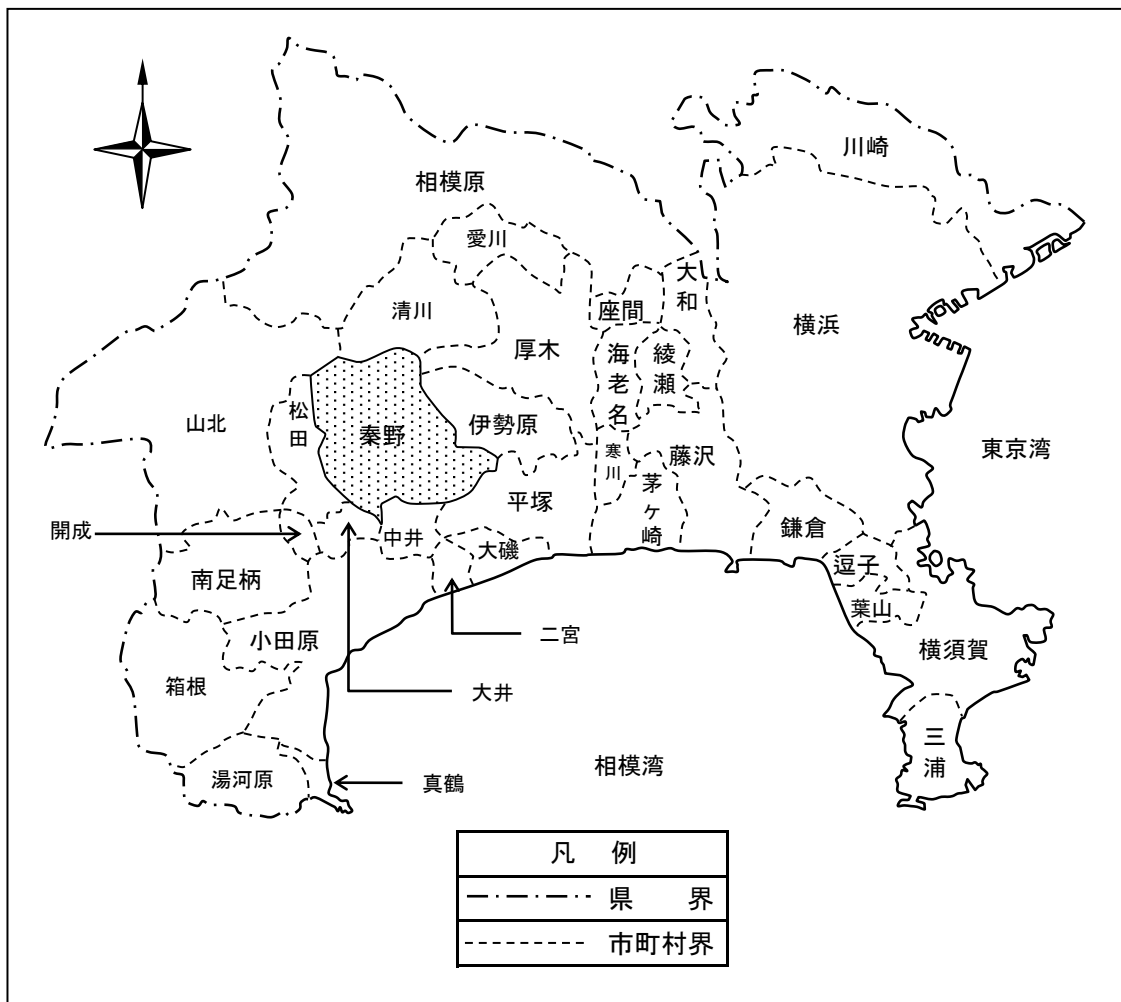
1	事務分掌・税務職員数	44
2	職員の比率	47
3	税務組織等の変遷	48
4	市税条例改正等	50
5	市税の税率表	52
6	税率の変遷	54
7	個人市民税所得控除額等の変遷	56

# I 総括

- 1 秦野市の位置
- 2 人口及び世帯数の推移
- 3 令和2年度一般会計歳入歳出決算額
- 4 令和3年度一般会計予算額(当初)
- 5 歳入決算額に占める市税の割合等
- 6 市税決算額の年度別構成図
- 7 税目別市税決算額
- 8 税目別市税決算状況
- 9 市税の徴収に要する経費累年比較(決算)
- 10 令和2年度県内各市の市税決算状況
- 11 県内各市の市税総額及び市民1人当たりの負担額

# 1 秦野市の位置

神奈川県全図



# 2 人口及び世帯数の推移

各年4月1日現在

区分		年					
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
人口(人)	男	85,230	84,911	84,708	84,438	84,281	81,856
	女	81,562	81,182	80,852	80,560	80,217	80,076
	計	166,792	166,093	165,560	164,998	164,498	161,932
人口の対前年伸率(%)		△ 0.41	△ 0.42	△ 0.32	△ 0.34	△ 0.30	△ 1.56
世帯数		69,931	70,348	70,978	71,597	72,377	70,542
1km <sup>2</sup> 当たりの人口(人)		1,630	1,621	1,601	1,590	1,585	1,561

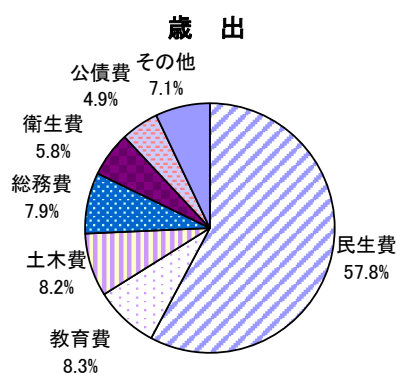
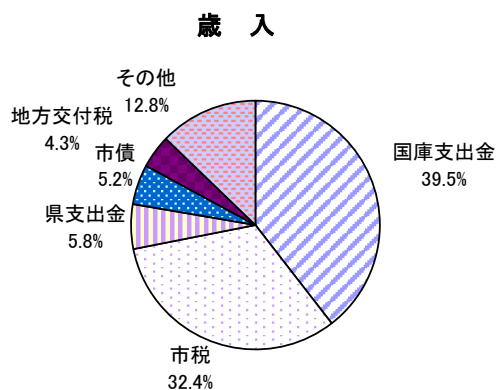
※人口・世帯数は、国勢調査に基づく人口・世帯数

注) 1km<sup>2</sup>当たりの人口は、平成24年度から平成26年度は面積103.61K<sup>m</sup><sup>2</sup>、平成27年度以降は、103.76K<sup>m</sup><sup>2</sup>を基準に算出(測量値の変動による)

### 3 令和2年度一般会計歳入歳出決算額

単位:千円、%

歳 入				歳 出			
款		決 算 額	構 成 比	款	決 算 額	構 成 比	
1	市 税	22,750,467	32.4	1	議 会 費	327,393	0.5
2	地 方 譲 与 税	351,402	0.5	2	総 務 費	5,391,728	7.9
3	利 子 割 交 付 金	13,346	0.0	3	民 生 費	39,410,616	57.8
4	配 当 割 交 付 金	112,614	0.1	4	衛 生 費	3,975,522	5.8
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	132,855	0.2	5	農 林 費	456,099	0.7
6	法 人 事 業 税 交 付 金	103,276	0.1	6	商 工 費	1,666,996	2.4
7	地 方 消 費 税 交 付 金	3,291,347	4.7	7	土 木 費	5,590,605	8.2
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	80,495	0.1	8	消 防 費	2,219,896	3.3
9	環 境 性 能 割 交 付 金	60,622	0.1	9	教 育 費	5,650,669	8.3
10	地 方 特 例 交 付 金	177,966	0.2	10	公 債 費	3,337,911	4.9
11	地 方 交 付 税	3,007,463	4.3	12	災 害 復 旧 費	154,259	0.2
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22,149	0.0				
13	分 担 金 及 び 負 担 金	266,495	0.4				
14	使 用 料 及 び 手 数 料	483,813	0.7				
15	国 庫 支 出 金	27,742,029	39.5				
16	県 支 出 金	4,060,523	5.8				
17	財 産 収 入	116,095	0.2				
18	寄 附 金	270,787	0.4				
19	繰 入 金	1,400,784	2.0				
20	繰 越 金	1,308,550	1.8				
21	諸 収 入	896,513	1.3				
22	市 債	3,647,300	5.2				
歳 入 合 計		70,296,891	100.0	歳 出 合 計		68,181,694	100.0



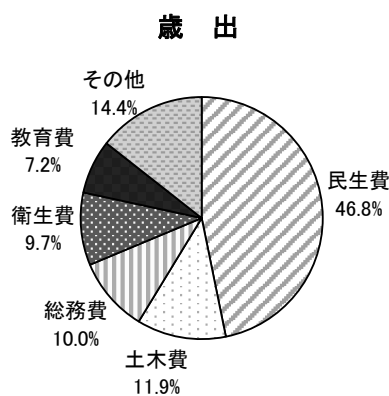
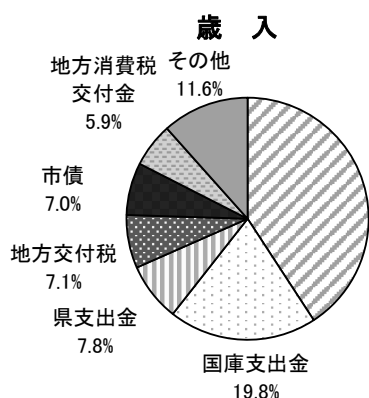
歳入全体では、対前年度比40.39% (20,227,092千円) 増  
市税収入は、対前年度比1.41% (326,477千円) 減

歳出は、対前年度比40.54% (19,670,444千円) 増

#### 4 令和3年度一般会計予算額（当初）

単位:千円、%

歳 入				歳 出			
款	予 算 額	構 成 比		款	予 算 額	構 成 比	
1 市 税	21,400,000	40.8		1 議 会 費	334,609	0.6	
2 地 方 譲 与 税	339,440	0.6		2 総 務 費	5,256,806	10.0	
3 利 子 割 交 付 金	10,000	0.0		3 民 生 費	24,552,497	46.8	
4 配 当 割 交 付 金	111,000	0.2		4 衛 生 費	5,064,811	9.7	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	141,000	0.3		5 農 林 費	500,102	1.0	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	77,000	0.2		6 商 工 費	1,064,041	2.0	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,084,000	5.9		7 土 木 費	6,231,010	11.9	
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	77,000	0.2		8 消 防 費	2,116,983	4.0	
9 環 境 性 能 割 交 付 金	113,000	0.2		9 教 育 費	3,747,017	7.2	
10 地 方 特 例 交 付 金	175,000	0.3		10 公 債 費	3,462,124	6.6	
11 地 方 交 付 税	3,711,000	7.1		11 予 備 費	100,000	0.2	
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,261	0.0					
13 分 担 金 及 び 負 担 金	331,119	0.6					
14 使 用 料 及 び 手 数 料	612,144	1.2					
15 国 庫 支 出 金	10,399,590	19.8					
16 県 支 出 金	4,108,952	7.8					
17 財 産 収 入	266,070	0.5					
18 寄 附 金	403,702	0.8					
19 繰 入 金	1,948,712	3.7					
20 繰 越 金	500,000	1.0					
21 諸 収 入	939,810	1.8					
22 市 債	3,661,200	7.0					
歳 入 合 計	52,430,000	100.0		歳 出 合 計	52,430,000	100.0	

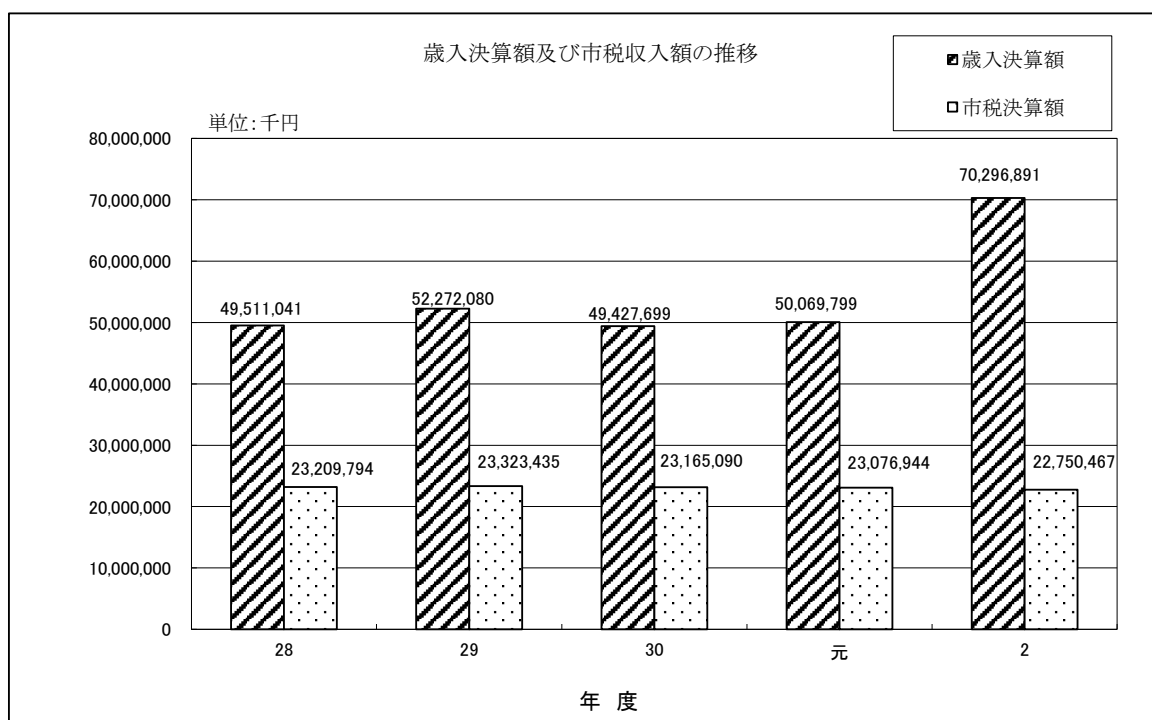


歳入歳出は、対前年度比3.4%（1,700,000千円）の増  
市税収入は、対前年度比6.6%（1,510,000千円）の減

## 5 歳入決算額に占める市税の割合等

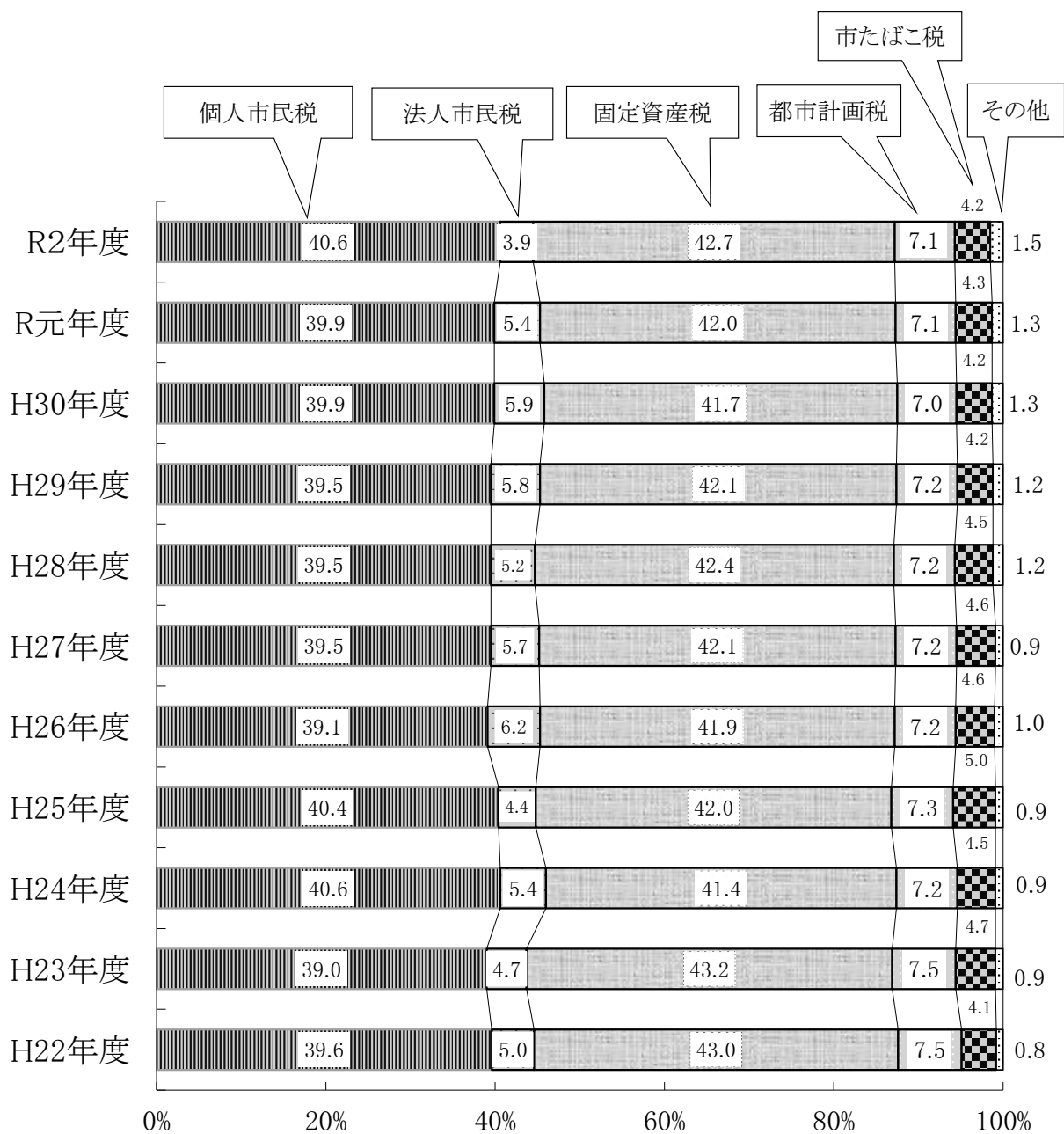
区 分	年 度				
	28	29	30	元	2
市 税 予 算 額 (千円)	23,220,000	23,020,000	22,720,000	23,100,000	22,910,000
市 税 調 定 額 [A] (千円)	24,545,275	24,551,278	24,211,639	24,046,004	23,716,550
歳 入 決 算 額 [B] (千円)	49,511,041	52,272,080	49,427,699	50,069,799	70,296,891
市 税 収 入 済 額 [C] (千円)	23,209,794	23,323,435	23,165,090	23,076,944	22,750,467
市 税 徴 収 率 [C]/[A] (%)	94.6	95.0	95.7	96.0	95.9
歳入に占める市税の割合[C]/[B](%)	46.9	44.6	46.9	46.1	32.4
市 税 対 前 年 度 伸 率 (%)	△ 0.7	0.5	△ 0.7	△ 0.4	△ 1.4
市税増加指数〔平成28年度を100〕	100.0	100.5	99.8	99.4	98.0
1 人 当 たり 市 税 負 担 額 (円)	142,558	143,709	143,323	143,163	141,823
1 世 帯 当 たり 市 税 負 担 額 (円)	325,117	324,207	319,518	312,933	308,519
人 口 (人)	162,809	162,296	161,628	161,193	160,415
世 帯 数 (世 帯)	71,389	71,940	72,500	73,744	73,741

※人口・世帯数は当該年度1月1日現在の住民基本台帳人口・世帯数(統計基準日の変更による)





## 6 市税決算額の年度別構成図



※その他：軽自動車税、特別土地保有税、入湯税

## 7 税目別市税決算額の推移

税 目			平成29年度				平成30年度			
			決算額	構成比	対前年度 伸率	市民1人 当たり額	決算額	構成比	対前年度 伸率	市民1人 当たり額
			千円	%	%	円	千円	%	%	円
普 通 税			21,652,155	92.8	0.6	133,827	21,534,757	93.0	△ 0.5	133,565
内 訳	市民 税	個 人	9,202,440	39.5	0.4	56,878	9,253,218	39.9	0.6	57,391
		法 人	1,361,095	5.8	13.3	8,413	1,358,228	5.9	△ 0.2	8,424
	固 定 資 産 税		9,818,972	42.1	△ 0.1	60,689	9,653,865	41.7	△ 1.7	59,876
	軽自動車税		285,904	1.2	4.1	1,767	298,245	1.3	4.3	1,850
	市たばこ税		983,144	4.2	△ 6.8	6,076	970,847	4.2	△ 1.3	6,022
	特別土地保有税		600	0.0	0.0	4	354	0.0	△ 41.0	2
目 的 税			1,671,280	7.2	△ 0.5	10,330	1,630,333	7.0	△ 2.5	10,112
内 訳	入 湯 税		1,213	0.0	3.7	8	1,020	0.0	△ 15.9	6
	都 市 計 画 税		1,670,067	7.2	△ 0.5	10,322	1,629,313	7.0	△ 2.4	10,106
合 計			23,323,435	100.0	0.5	144,157	23,165,090	100.0	△ 0.7	143,677
年度末現在 (住民基本台帳人口)			161,792人				161,230人			

税 目			令和元年度				令和2年度			
			決算額	構成比	対前年度 伸率	市民1人 当たり額	決算額	構成比	対前年度 伸率	市民1人 当たり額
			千円	%	%	円	千円	%	%	円
普 通 税			21,449,090	92.9	△ 0.4	133,448	21,128,330	92.9	△ 1.5	132,079
内 訳	市民 税	個 人	9,201,606	39.9	△ 0.6	57,249	9,245,863	40.6	0.5	57,798
		法 人	1,249,481	5.4	△ 8.0	7,774	894,000	3.9	△ 28.5	5,589
	固 定 資 産 税		9,704,070	42.0	0.5	60,375	9,701,121	42.7	△ 0.0	60,644
	軽自動車税		311,308	1.3	4.4	1,937	335,658	1.5	7.8	2,099
	市たばこ税		982,625	4.3	1.2	6,113	951,688	4.2	△ 3.1	5,949
	特別土地保有税		-	-	皆減	-	-	-	-	-
目 的 税			1,627,854	7.1	△ 0.2	10,128	1,622,137	7.1	△ 0.4	10,140
内 訳	入 湯 税		865	0.0	△ 15.2	5	2,982	0.0	244.7	18
	都 市 計 画 税		1,626,989	7.1	△ 0.1	10,123	1,619,155	7.1	△ 0.5	10,122
合 計			23,076,944	100.0	△ 0.4	143,576	22,750,467	100.0	△ 1.4	142,219
年度末現在 (住民基本台帳人口)			160,730人				159,968人			

8 税目別市税決算状況①

単位:千円

区 分 税 目	元 年 度				2 年 度			
	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率 (%)	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率 (%)
市 税	23,100,000	24,046,004	23,076,944	96.0	22,910,000	23,716,550	22,750,467	95.9
現年度分	22,810,000	23,124,847	22,830,661	98.7	22,630,000	22,856,086	22,545,635	98.6
滞納繰越分	290,000	921,157	246,283	26.7	280,000	860,464	204,832	23.8
市 民 税	10,578,400	10,930,950	10,451,087	95.6	10,291,100	10,609,504	10,139,863	95.6
現年度分	10,442,000	10,493,664	10,335,516	98.5	10,159,000	10,197,431	10,038,979	98.4
滞納繰越分	136,400	437,286	115,571	26.4	132,100	412,073	100,884	24.5
個 人	9,213,300	9,667,012	9,201,606	95.2	9,217,100	9,693,590	9,245,863	95.4
現年度分	9,081,000	9,246,808	9,090,207	98.3	9,089,000	9,294,866	9,149,688	98.4
滞納繰越分	132,300	420,204	111,399	26.5	128,100	398,724	96,175	24.1
法 人	1,365,100	1,263,938	1,249,481	98.9	1,074,000	915,914	894,000	97.6
現年度分	1,361,000	1,246,856	1,245,309	99.9	1,070,000	902,565	889,291	98.5
滞納繰越分	4,100	17,082	4,172	24.4	4,000	13,349	4,709	35.3
固 定 資 産 税	9,632,500	10,068,190	9,704,070	96.4	9,695,000	10,073,300	9,701,121	96.3
現年度分	9,509,000	9,704,744	9,598,911	98.9	9,578,000	9,740,861	9,619,121	98.8
滞納繰越分	123,500	363,446	105,159	28.9	117,000	332,439	82,000	24.7
土地、家屋、償却	9,610,500	10,045,408	9,681,288	96.4	9,673,000	10,052,223	9,680,044	96.3
現年度分	9,487,000	9,681,962	9,576,129	98.9	9,556,000	9,719,784	9,598,044	98.7
滞納繰越分	123,500	363,446	105,159	28.9	117,000	332,439	82,000	24.7
交付金現年度分	22,000	22,782	22,782	100.0	22,000	21,077	21,077	100.0
軽 自 動 車 税	305,250	333,031	311,308	93.5	318,900	355,632	335,658	94.4
種 別 割	302,300	330,293	308,570	93.4	304,600	344,040	324,066	94.2
現年度分	298,000	312,552	303,861	97.2	299,800	325,256	318,485	97.9
滞納繰越分	4,300	17,741	4,709	26.5	4,800	18,784	5,581	29.7
環境性能割 現年度分	2,950	2,738	2,738	100.0	14,300	11,592	11,592	100.0
市 た ば こ 税	954,000	982,625	982,625	100.0	983,000	951,688	951,688	100.0
現年度分	954,000	982,625	982,625	100.0	983,000	951,688	951,688	100.0
滞納繰越分	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
現年度分	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
滞納繰越分	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
入 湯 税	1,050	865	865	100.0	900	2,982	2,982	100.0
都 市 計 画 税	1,628,800	1,730,343	1,626,989	94.0	1,621,100	1,723,444	1,619,155	93.9
現年度分	1,603,000	1,627,659	1,606,145	98.7	1,595,000	1,626,276	1,602,788	98.6
滞納繰越分	25,800	102,684	20,844	20.3	26,100	97,168	16,367	16.8

8 税目別市税決算状況②

単位:千円

区 分 税 目	対前年度伸率 (%)						構成割合 (%)	
	予 算 額		調 定 額		収 入 済 額		収 入 済 額	
	元	2	元	2	元	2	元	2
市 税	1.7	△ 0.8	△ 0.8	△ 1.4	△ 0.4	△ 1.4	100.0	100.0
現年度分	1.8	△ 0.8	△ 0.1	△ 1.2	△ 0.1	△ 1.2		
滞納繰越分	△ 6.5	△ 3.4	△ 14.5	△ 6.6	△ 19.3	△ 16.8		
市 民 税	2.2	△ 2.7	△ 1.7	△ 2.9	△ 1.5	△ 3.0	45.3	44.6
現年度分	2.3	△ 2.7	△ 1.2	△ 2.8	△ 1.2	△ 2.9		
滞納繰越分	△ 8.8	△ 3.2	△ 13.9	△ 5.8	△ 20.5	△ 12.7		
個 人	1.1	0.0	△ 0.8	0.3	△ 0.6	0.5	39.9	40.7
現年度分	1.2	0.1	△ 0.1	0.5	△ 0.2	0.7		
滞納繰越分	△ 9.1	△ 3.2	△ 14.3	△ 5.1	△ 21.3	△ 13.7		
法 人	10.5	△ 21.3	△ 8.2	△ 27.5	△ 8.0	△ 28.5	5.4	3.9
現年度分	10.5	△ 21.4	△ 8.2	△ 27.6	△ 8.0	△ 28.6		
滞納繰越分	5.1	△ 2.4	△ 2.4	△ 21.9	6.5	12.9		
固 定 資 産 税	1.4	0.6	0.1	0.1	0.5	0.0		
現年度分	1.5	0.7	0.7	0.4	0.8	0.2		
滞納繰越分	△ 5.7	△ 5.3	△ 14.0	△ 8.5	△ 18.3	△ 22.0		
土地、家屋、償却	1.4	0.7	0.1	0.1	0.5	0.0	42.0	42.6
現年度分	1.5	0.7	0.7	0.4	0.8	0.2		
滞納繰越分	△ 5.7	△ 5.3	△ 14.0	△ 8.5	△ 18.3	△ 22.0		
交付金現年度分	0.0	0.0	0.3	△ 7.5	0.3	△ 7.5		
軽自動車税	3.5	4.5	4.5	6.8	4.4	7.8		
種別割	2.5	0.8	3.7	4.2	3.5	5.0		
現年度分	2.5	0.6	3.4	4.1	3.5	4.8	1.3	1.5
滞納繰越分	△ 2.3	11.6	9.5	5.9	1.0	18.5		
環境性能割 現年度分	—	384.7	—	323.4	—	323.4		
市たばこ税	△ 0.1	3.0	1.2	△ 3.1	1.2	△ 3.1		
現年度分	△ 0.1	3.0	1.2	△ 3.1	1.2	△ 3.1	4.3	4.2
滞納繰越分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
特別土地保有税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
現年度分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
滞納繰越分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
入湯税	△ 12.5	△ 14.3	△ 15.2	244.7	△ 15.2	244.7	0.0	0.0
都市計画税	0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.5		
現年度分	0.4	△ 0.5	0.1	△ 0.1	0.2	△ 0.2	7.1	7.1
滞納繰越分	4.0	1.2	△ 10.3	△ 5.4	△ 19.6	△ 21.5		

## 9 市税の徴収に要する経費累年比較（決算）①

単位：千円

区 分		年 度	平成27	平成28	平成29
税収入額	市 税 (A)		23,385,044	23,209,794	23,323,435
	個 人 県 民 税		6,030,837	6,009,302	6,043,391
	合 計 (B)		29,415,881	29,219,096	29,366,826
徴	税務総務費	1 報 酬	47	23	24
		2 給 料	163,039	168,444	165,712
		3 職 員 手 当 等	113,613	110,070	112,745
		4 共 済 費	53,913	54,885	56,099
		9 旅 費	12	12	15
		11 需 用 費	127	120	106
		18 備 品 購 入 費	0	0	0
		19 負担金、補助及び交付金	283	397	332
		22 補償、補填及び賠償金	0	0	0
		小 計	331,034	333,951	335,033
		税	賦課徴収費	1 報 酬	7,669
3 職 員 手 当 等	0			0	0
4 共 済 費	1,653			1,442	1,741
7 賃 金	13,244			14,132	15,094
8 報 償 費	1,607			1,124	1,351
9 旅 費	397			310	297
11 需 用 費	10,343			10,847	10,239
12 役 務 費	35,516			35,650	43,367
13 委 託 料	35,254			49,503	33,030
14 使用料及び賃借料	21,130			20,557	20,357
18 備 品 購 入 費	0			0	0
19 負担金、補助及び交付金	5,403	5,912	4,279		
23 償還金、利子及び割引料	90,156	97,017	96,476		
小 計	222,372	242,771	232,565		
合 計 (C)		553,406	576,722	567,598	
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (D)			255,151	251,668	268,340
徴税費－県民税徴収取扱費 (E) = (C) - (D)			298,255	325,054	299,258
税収入額に対する徴税費の割合 (%) (C) / (B)			1.9	2.0	1.9
の割合 (%) (E) / (A)			1.3	1.4	1.3

※市民税課、資産税課、債権回収課で行う事業に要した費用

## 9 市税の徴収に要する経費累年比較（決算）②

単位：千円

区 分		年 度	平成30	令和元	令和2
税収入額	市 税 (A)		23,165,090	23,076,944	22,750,467
	個 人 県 民 税		6,066,910	6,126,740	6,156,208
	合 計 (B)		29,232,000	29,203,684	28,906,675
徴	税務総務費	1 報 酬	23	23	23
		2 給 料	168,425	165,447	158,629
		3 職 員 手 当 等	111,156	110,536	112,490
		4 共 済 費	56,786	54,991	53,210
		9 旅 費	13	8	1
		11 需 用 費	106	111	111
		18 備 品 購 入 費	0	0	0
		19 負担金、補助及び交付金	341	342	719
		22 補償、補填及び賠償金	0	0	0
		小 計	336,850	331,458	325,183
		税	賦課徴収費	1 報 酬	6,545
3 職 員 手 当 等	0			0	596
4 共 済 費	1,526			1,754	1,412
7 賃 金	13,955			15,358	0
8 報 償 費	1,378			661	0
9 旅 費	343			371	578
11 需 用 費	8,933			9,504	11,284
12 役 務 費	39,889			40,696	41,830
13 委 託 料	29,007			56,745	39,836
14 使用料及び賃借料	20,098			20,079	17,672
18 備 品 購 入 費	0			0	0
19 負担金、補助及び交付金	5,839	6,054	7,197		
23 償還金、利子及び割引料	78,476	74,835	99,994		
小 計	205,989	232,527	240,505		
合 計 (C)		542,839	563,985	565,688	
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (D)			257,693	257,651	257,083
徴税費－県民税徴収取扱費 (E) = (C) - (D)			285,146	306,334	308,605
税収入額に対する徴税費の割合 (%) (C) / (B)			1.9	1.9	2.0
の割合 (%) (E) / (A)			1.2	1.3	1.4

※市民税課、資産税課、債権回収課で行う事業に要した費用

10 令和2年度 県内各市の市税決算状況①

単位:千円

市名	税目		固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地 保有税
	市民税 個人	法人				
横浜市	413,550,770	48,269,208	279,856,719	3,123,458	20,666,564	0
川崎市	176,635,879	15,529,357	127,798,272	908,760	8,850,993	0
相模原市	61,493,444	5,404,981	46,380,041	1,096,602	4,340,651	0
横須賀市	23,390,727	3,474,210	23,062,073	577,260	2,593,845	483
平塚市	16,003,823	2,984,610	19,725,840	498,604	1,666,127	0
鎌倉市	16,479,612	1,863,679	13,662,143	170,675	763,214	0
藤沢市	34,377,003	3,825,176	32,509,036	525,238	2,348,343	4,272
小田原市	11,679,536	1,992,115	15,443,018	393,856	1,239,607	0
茅ヶ崎市	17,132,499	1,124,321	14,103,792	312,967	1,044,769	0
逗子市	5,004,098	243,492	3,405,302	61,690	231,700	0
三浦市	2,200,320	196,579	2,252,187	114,817	298,947	0
秦野市	9,245,863	894,000	9,701,121	335,658	951,688	0
厚木市	15,143,598	8,437,738	20,532,075	458,828	1,759,945	0
大和市	16,240,423	1,708,755	14,906,152	273,195	1,634,116	0
伊勢原市	6,778,631	982,971	7,161,107	206,971	623,749	0
海老名市	9,267,993	1,398,555	10,551,030	192,928	847,986	0
座間市	8,017,309	1,032,390	8,323,899	178,722	712,427	0
南足柄市	2,305,240	264,845	3,407,476	110,192	257,617	0
綾瀬市	4,803,784	701,441	5,992,279	169,292	578,120	0



10 令和2年度 県内各市の市税決算状況②

単位:千円

市名 \ 税目	入湯税	都市計画税	事業所税	合計	1人当たり額 (円)	人口 (人)
横浜市	37,224	60,103,262	18,262,608	843,869,813	224,437	3,759,939
川崎市	6,956	26,780,232	8,877,531	365,387,980	240,140	1,521,562
相模原市	0	9,286,269	3,081,062	131,083,050	182,414	718,601
横須賀市	6,019	4,635,245	1,583,345	59,323,207	149,432	396,992
平塚市	0	2,657,994	0	43,536,998	169,634	256,652
鎌倉市	0	3,398,027	0	36,337,350	205,234	177,053
藤沢市	7,151	6,041,094	2,430,399	82,067,712	186,765	439,416
小田原市	12,758	1,912,208	0	32,673,098	172,486	189,425
茅ヶ崎市	0	3,427,897	0	37,146,245	151,943	244,475
逗子市	0	599,057	0	9,545,339	160,162	59,598
三浦市	14,802	417,389	0	5,495,041	129,466	42,444
秦野市	2,982	1,619,155	0	22,750,467	141,823	160,415
厚木市	2,360	2,451,027	0	48,785,571	218,075	223,710
大和市	0	2,157,518	0	36,920,159	153,197	240,998
伊勢原市	0	859,254	0	16,612,683	165,774	100,213
海老名市	0	1,410,861	0	23,669,353	173,868	136,134
座間市	0	1,190,742	0	19,455,489	147,563	131,845
南足柄市	500	398,655	0	6,744,525	161,933	41,650
綾瀬市	0	769,719	0	13,014,635	153,319	84,886

※人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口

## 1 1 県内各市の市税総額及び市民1人当たりの負担額

区分 市名	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	市税総額 (千円)	1人当たり		市税総額 (千円)	1人当たり		市税総額 (千円)	1人当たり	
		金額 (円)	対前年度伸率 (%)		金額 (円)	対前年度伸率 (%)		金額 (円)	対前年度伸率 (%)
横浜市	823,719,690	219,905	13.0	846,456,006	225,435	2.5	843,869,813	224,437	△ 0.4
川崎市	353,077,005	235,313	12.5	361,896,242	238,986	1.6	365,387,980	240,140	0.5
相模原市	127,892,462	159,219	0.0	131,098,297	182,512	14.6	131,083,050	182,414	△ 0.1
横須賀市	60,142,530	148,411	△ 2.1	59,914,803	149,395	0.7	59,323,207	149,432	0.0
平塚市	43,792,260	170,323	0.2	43,827,745	170,571	0.1	43,536,998	169,634	△ 0.5
鎌倉市	36,035,265	204,317	1.2	36,283,743	205,681	0.7	36,337,350	205,234	△ 0.2
藤沢市	82,605,623	190,544	1.7	82,908,497	190,067	△ 0.3	82,067,712	186,765	△ 1.7
小田原市	32,828,826	171,379	△ 0.7	33,196,668	174,188	1.6	32,673,098	172,486	△ 1.0
茅ヶ崎市	36,926,432	151,381	1.6	37,055,898	151,941	0.4	37,146,245	151,943	0.0
逗子市	9,545,758	160,236	1.3	9,651,133	162,136	1.2	9,545,339	160,162	△ 1.2
三浦市	5,682,367	129,823	△ 0.2	5,632,254	130,873	0.8	5,495,041	129,466	△ 1.1
秦野市	23,165,090	143,323	△ 0.3	23,076,944	143,163	△ 0.1	22,750,467	141,823	△ 0.9
厚木市	48,105,970	213,720	△ 2.6	48,584,336	216,529	1.3	48,785,571	218,075	0.7
大和市	36,123,474	152,348	0.0	36,521,621	152,687	0.2	36,920,159	153,197	0.3
伊勢原市	17,326,336	171,927	0.0	17,210,642	171,375	△ 0.3	16,612,683	165,774	△ 3.3
海老名市	23,404,449	175,710	1.2	23,755,293	176,695	0.6	23,669,353	173,868	△ 1.6
座間市	19,054,935	145,499	△ 3.2	19,356,251	146,975	1.0	19,455,489	147,563	0.4
南足柄市	6,998,890	163,958	△ 2.9	6,897,954	163,478	△ 0.3	6,744,525	161,933	△ 0.9
綾瀬市	13,348,671	156,822	0.3	13,249,902	155,338	△ 0.9	13,014,635	153,319	△ 1.3

※1人当たりの金額は当該年度1月1日現在の住民基本台帳人口を基準に算出

## Ⅱ 賦 課

- 1 賦課の概要
- 2 個人市県民税調定額等の推移(現年度分)
- 3 令和3年度個人市民税職種別納税義務者数等
- 4 個人市民税所得割額の推移
- 5 令和3年度個人市民税職種別段階別所得割額等の状況
- 6 法人市民税調定額の推移
- 7 規模別・決算月別の法人数
- 8 法人市民税月別調定額(現年度分)の推移
- 9 土地に関する概要
- 10 固定資産税・都市計画税調定額の推移(現年度分)
- 11 固定資産税・都市計画税納税義務者数
- 12 家屋に関する概要
- 13 償却資産に関する概要
- 14 固定資産評価審査申立の状況
- 15 課税台帳縦覧件数
- 16 軽自動車税車種別調定額等の推移(現年度分)
- 17 市たばこ税調定額等の推移(現年度分)
- 18 特別土地保有税調定額等の推移(現年度分)
- 19 入湯税調定額等の推移(現年度分)
- 20 市税減免額等の調(現年度分)

## 1 賦課の概要

### (1) 個人市民税

令和2年度の現年度分調定額は、9,294,866千円で、納税義務者数が増加した結果、前年度比0.5パーセント、48,058千円の増となりました。

### (2) 法人市民税

令和2年度の現年度分調定額は、902,565千円で、均等割額は、前年度比3.0パーセント、10,570千円の減となり、法人税割額は、税制改正に伴う影響及び、新型コロナウイルスの感染拡大による企業業績の低迷により、前年度比37.3パーセント、333,721千円の減となりました。

### (3) 固定資産税

令和2年度の現年度分調定額は、9,740,861千円で、現年課税は、新築住宅及び償却資産に対する新規課税により、総額では、前年度比0.4パーセント、36,117千円の増となりました。

### (4) 軽自動車税

令和2年度の現年度分調定額は、336,848千円で、軽4輪の新標準税率及び重課税率対象者の登録台数の増加、環境性能割の適用により増収、前年度比6.8パーセント、21,558千円の増となりました。

### (5) 市たばこ税

令和2年度の現年度分調定額は、951,688千円で、税率引き上げがありましたが、売渡本数の減少が上回り、前年度比3.1パーセント、30,937千円の減となりました。

### (6) 特別土地保有税

令和2年度においては、現年度課税分がありませんでした。

### (7) 入湯税

令和2年度の現年度分調定額は、2,982千円で、事業者における課税対象者の見直し及びGOTOトラベルによる入湯客の増加により、前年度比244.7パーセント、2,117千円の増となりました。

### (8) 都市計画税

令和2年度の現年度分調定額は、1,626,276千円で地価の下落に伴う土地に対する課税の減少額が、新築住宅に対する課税の増加額を上回ったため、前年度比0.1パーセント、1,383千円の減となりました。

## 2 個人市県民税調定額等の推移（現年度分）

### (1) 調定額の推移

単位：千円

区 分 \ 年 度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
市 民 税	9,175,675	9,221,752	9,257,416	9,246,808	9,294,865
均 等 割	278,344	279,804	281,484	284,004	287,343
所 得 割	8,897,331	8,941,948	8,975,932	8,962,804	9,007,522
前 年 度 比 (%)	99.22	100.50	100.39	99.89	100.52
普 通 徴 収	1,820,826	1,784,062	1,738,353	1,692,972	1,749,552
均 等 割	64,830	61,488	60,869	61,288	60,774
所 得 割	1,755,996	1,722,574	1,677,484	1,631,684	1,688,778
前 年 度 比 (%)	79.33	97.98	97.44	97.39	103.34
特 別 徴 収	7,354,849	7,437,690	7,519,063	7,553,836	7,545,313
均 等 割	213,514	218,316	220,615	222,716	226,569
所 得 割	7,141,335	7,219,374	7,298,448	7,331,120	7,318,744
前 年 度 比 (%)	105.79	101.13	101.09	100.46	99.89
普 徴 : 特 徴	19.84:80.16	19.35:80.65	18.78:81.22	18.31:81.69	18.82:81.18
県 民 税	6,109,954	6,141,320	6,165,062	6,158,662	6,190,704
前 年 度 比 (%)	99.21	100.51	100.39	99.90	100.52
確 定 あ ん 分 率	0.3997	0.3997	0.3997	0.3997	0.3997

### (2) 納税義務者数の推移

単位：人

区 分 \ 年 度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
市 民 税	79,992	80,337	80,842	81,585	82,494
均 等 割	79,527	79,944	80,424	81,144	82,098
所 得 割	75,799	76,207	76,548	77,182	77,990
前 年 度 比 (%)	100.64	100.43	100.63	100.92	101.11
普 通 徴 収	18,523	17,568	17,391	17,511	17,364
均 等 割	18,523	17,568	17,391	17,511	17,364
所 得 割	15,936	15,741	15,467	15,588	15,384
前 年 度 比 (%)	73.04	94.84	98.99	100.69	99.16
特 別 徴 収	61,469	62,769	63,451	64,074	65,130
均 等 割	61,004	62,376	63,033	63,633	64,734
所 得 割	59,863	60,466	61,081	61,594	62,606
前 年 度 比 (%)	113.57	102.11	101.09	100.98	101.65

### 3 令和3年度個人市民税職種別納税義務者数等

令和3年7月1日現在 単位:人、千円

区 分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額
	A	B	C	D	E	F	G
給与所得者	1,559	5,457	0	0	58,785	205,747	7,088,465
営業所得者	220	770	0	0	2,230	7,805	310,459
農業所得者	13	46	0	0	54	189	6,315
その他の所得者	2,243	7,851	0	0	15,054	52,689	1,093,537
家屋敷等のみ	0	0	-	-	-	-	-
計	4,035	14,124	0	0	76,123	266,430	8,498,776
令和2年度 (R2.7.1現在)	3,982	13,937	0	0	76,704	268,464	8,868,228

区 分	合 計				納税義務者数	構 成 比
	均等割を納める者		所得割を納める者			
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額		
	(A+E)	(B+F)	(C+E)	(D+G)	(A+C+E)	(%)
給与所得者	60,344	211,204	58,785	7,088,465	60,344	75.3
営業所得者	2,450	8,575	2,230	310,459	2,450	3.1
農業所得者	67	235	54	6,315	67	0.1
その他の所得者	17,297	60,540	15,054	1,093,537	17,297	21.6
家屋敷等のみ	0	0	-	-	0	0.0
計	80,158	280,554	76,123	8,498,776	80,158	100.0
令和2年度 (R2.7.1現在)	80,686	282,401	76,704	8,868,228	80,686	-

※所得の区分は、主たる所得の区分による。

#### 4 個人市民税所得割額の推移①

各年7月1日現在 単位:千円

区 分		年 度			
		平成26	平成27	平成28	平成29
納 税 義 務 者 ( 人 )		74,824	74,689	75,092	75,490
総 所 得 金 額 等	総 所 得 金 額	232,705,537	232,552,704	233,944,436	234,533,347
	分 離 短 期 譲 渡 所 得 金 額	8,211	9,512	75,504	16,077
	分 離 長 期 譲 渡 所 得 金 額	5,640,742	5,017,357	5,178,452	6,860,787
	先物取引に係る雑所得等の金額	106,067	217,752	90,581	101,766
	株式等に係る譲渡所得金額	2,030,040	578,987	999,925	510,423
	上場株式等に係る配当所得金額	102,396	105,551	83,749	73,682
	計 ( A )	240,592,993	238,481,863	240,372,647	242,096,082
所 得 控 除	雑 損	6,381	5,147	2,405	4,548
	医 療 費	1,928,119	1,851,223	1,876,551	1,923,231
	社 会 保 険 料	38,210,926	39,202,844	40,136,394	40,829,748
	小規模企業共済等掛金	423,892	444,105	480,901	503,183
	生 命 保 険 料	2,314,144	2,376,525	2,435,168	2,492,334
	地震保険料(損害保険料)	208,918	208,859	216,100	219,964
	寄 附 金	-	-	-	-
	障 害 者	814,660	793,320	788,220	787,540
	寡 婦 ( 夫 )	373,620	375,960	382,940	394,780
	勤 労 学 生	1,820	1,820	3,640	1,820
	配 偶 者	7,834,170	7,614,670	7,455,860	7,334,300
	配 偶 者 特 別	394,010	415,560	417,970	406,870
	扶 養	5,262,400	5,151,890	5,061,170	4,914,600
	同 居 特 障 加 算 分	159,850	150,190	145,590	141,450
基 礎	24,691,920	24,647,370	24,780,360	24,911,700	
計 ( B )	82,624,830	83,239,483	84,183,269	84,866,068	
課 税 標 準 ( A ) - ( B )		157,968,163	155,242,380	156,189,378	157,230,014
算 出 税 額 ( C )		9,220,982	9,135,136	9,177,043	9,206,031
税 額 控 除 配 当 等 ( D )		298,142	296,123	342,314	390,020
所 得 割 額 ( C ) - ( D ) ( E )		8,922,840	8,839,013	8,834,729	8,816,011
平 均 税 率 ( % )		5.84	5.88	5.88	5.86
特 別 減 税 額 ( F )		0	0	0	0
特 別 減 税 後 課 税 額 ( E ) - ( F )		8,922,840	8,839,013	8,834,729	8,816,011

#### 4 個人市民税所得割額の推移②

各年7月1日現在 単位:千円

区 分		年 度			
		平成30	令和元	令和2	令和3
納 税 義 務 者 ( 人 )		75,904	76,461	76,704	76,123
総 所 得 金 額 等	総 所 得 金 額	237,470,891	239,494,742	240,311,930	243,331,166
	分 離 短 期 譲 渡 所 得 金 額	30,116	39,212	19,854	14,851
	分 離 長 期 譲 渡 所 得 金 額	5,978,645	4,672,533	5,711,473	3,407,157
	先物取引に係る雑所得等の金額	55,447	64,854	53,931	124,775
	株式等に係る譲渡所得金額	1,576,562	828,495	404,351	667,461
	上場株式等に係る配当所得金額	112,819	86,149	119,848	95,098
計 ( A )		245,224,480	245,185,985	246,621,387	247,640,508
所 得 控 除	雑 損	7,672	2,402	7,942	4,509
	医 療 費	1,928,266	1,892,129	1,928,663	1,768,742
	社 会 保 険 料	41,720,054	42,306,771	42,583,757	42,718,413
	小規模企業共済等掛金	554,695	631,166	709,483	812,375
	生 命 保 険 料	2,540,992	2,574,394	2,586,167	2,583,195
	地震保険料(損害保険料)	228,132	233,891	244,163	251,813
	寄 附 金	-	-	-	-
	障 害 者	800,100	806,600	829,480	823,760
	寡 婦 ( 夫 )	398,280	417,580	428,560	440,500
	勤 労 学 生	3,120	4,160	3,120	2,080
	配 偶 者	7,226,370	6,568,470	6,446,020	6,321,850
	配 偶 者 特 別	401,260	1,005,530	1,041,040	1,014,540
	扶 養	4,926,330	4,886,240	4,785,900	4,787,500
	同 居 特 障 加 算 分	140,760	142,140	137,540	134,550
基 礎	25,048,320	25,232,130	25,312,320	32,649,550	
計 ( B )		85,924,351	86,703,603	87,044,155	94,313,377
課 税 標 準 ( A ) - ( B )		159,300,129	158,482,382	159,577,232	153,327,131
算 出 税 額 ( C )		9,324,653	9,337,507	9,383,077	9,067,960
税 額 控 除	配 当 等 ( D )	451,431	496,293	514,849	569,184
所 得 割 額 ( C ) - ( D ) ( E )		8,873,222	8,841,214	8,868,228	8,498,776
平 均 税 率 ( % )		5.85	5.89	5.88	5.91
特 別 減 税 額 ( F )		0	0	0	0
特 別 減 税 後 課 税 額 ( E ) - ( F )		8,873,222	8,841,214	8,868,228	8,498,776



## 5 令和3年度個人市民税職種別段階別所得割額等の状況①

令和3年7月1日現在 単位:人、千円

課税標準額の段階	区分	給与所得者			
		納税人員	総所得金額等	所得割額	1人当たり所得額
	10万円以下の金額	1,879	1,210,892	3,096	644
	10万円を超え 100万円以下の金額	15,534	22,828,683	508,384	1,470
	100万円を超え 200万円以下の金額	17,742	46,306,837	1,447,067	2,610
	200万円を超え 300万円以下の金額	11,129	43,478,047	1,514,738	3,907
	300万円を超え 400万円以下の金額	5,626	29,468,417	1,108,299	5,238
	400万円を超え 550万円以下の金額	3,890	25,953,893	1,029,053	6,672
	550万円を超え 700万円以下の金額	1,260	10,556,054	440,219	8,378
	700万円を超え 1,000万円以下の金額	871	9,121,106	405,076	10,472
	1,000万円を超える金額	563	10,916,382	542,579	19,390
	合計	58,494	199,840,311	6,998,511	3,416
	(構成比%)	76.84	82.13	82.35	—
	令和2年度	59,212	199,114,614	7,322,980	3,363
	(構成比%)	77.20	82.86	82.58	—

課税標準額の段階	区分	その他の所得者			
		納税人員	総所得金額等	所得割額	1人当たり所得額
	10万円以下の金額	801	773,795	1,527	966
	10万円を超え 100万円以下の金額	8,610	12,713,634	234,634	1,477
	100万円を超え 200万円以下の金額	3,359	8,271,186	265,387	2,462
	200万円を超え 300万円以下の金額	957	3,449,265	133,219	3,604
	300万円を超え 400万円以下の金額	303	1,440,739	60,641	4,755
	400万円を超え 550万円以下の金額	194	1,185,402	53,091	6,110
	550万円を超え 700万円以下の金額	84	650,585	29,447	7,745
	700万円を超え 1,000万円以下の金額	90	903,145	44,009	10,035
	1,000万円を超える金額	108	2,071,672	107,153	19,182
	合計	14,506	31,459,423	929,108	2,169
	(構成比%)	19.06	12.93	10.93	—
	令和2年度	14,525	30,250,903	942,717	2,083
	(構成比%)	19.12	12.55	11.03	—

※「令和3年度市町村税課税状況等の調」による。

## 5 令和3年度個人市民税職種別段階別所得割額等の状況②

令和3年7月1日現在 単位:人、千円

課税標準額の段階	区 分	営 業 所 得 者			
		納税 人員	総所得 金額等	所得 割額	1人当 たり 所得額
	10万円以下の金額	99	80,799	175	816
	10万円を超え 100万円以下の金額	688	1,016,721	19,284	1,478
	100万円を超え 200万円以下の金額	543	1,380,147	44,261	2,542
	200万円を超え 300万円以下の金額	370	1,399,723	51,748	3,783
	300万円を超え 400万円以下の金額	208	1,014,646	41,871	4,878
	400万円を超え 550万円以下の金額	135	850,024	36,390	6,296
	550万円を超え 700万円以下の金額	66	512,596	23,729	7,767
	700万円を超え 1,000万円以下の金額	43	442,390	20,478	10,288
	1,000万円を超える金額	61	1,383,257	68,646	22,676
	合 計	2,213	8,080,303	306,582	3,651
	(構 成 比 %)	2.91	3.32	3.61	-
	令和2年度	2,109	7,539,500	295,259	3,575
	(構 成 比 %)	2.75	3.13	3.46	-

課税標準額の段階	区 分	短 期 ・ 長 期 譲 渡 所 得 者			
		納税 人員	総所得 金額等	所得 割額	1人当 たり 所得額
	10万円以下の金額	153	57,775	30,180	378
	10万円を超え 100万円以下の金額	173	271,913	24,094	1,572
	100万円を超え 200万円以下の金額	173	464,197	30,505	2,683
	200万円を超え 300万円以下の金額	111	441,059	29,943	3,974
	300万円を超え 400万円以下の金額	65	333,390	15,666	5,129
	400万円を超え 550万円以下の金額	63	413,767	24,120	6,568
	550万円を超え 700万円以下の金額	33	264,839	14,605	8,025
	700万円を超え 1,000万円以下の金額	41	423,363	25,316	10,326
	1,000万円を超える金額	45	1,106,227	63,969	24,583
	合 計	857	3,776,530	258,398	4,407
	(構 成 比 %)	1.13	1.55	3.04	-
	令和2年度	806	3,261,785	302,159	4,047
	(構 成 比 %)	1.06	1.35	3.54	-

※「令和3年度市町村税課税状況等の調」による。

## 5 令和3年度個人市民税職種別段階別所得割額等の状況③

令和3年7月1日現在 単位:人、千円

課税標準額の段階	区 分	農 業 所 得 者			
		納税 人員	総所得 金額等	所得 割額	1人当 たり 所得額
	10万円以下の金額	3	3,371	2	1,124
	10万円を超え 100万円以下の金額	18	32,781	485	1,821
	100万円を超え 200万円以下の金額	10	24,361	774	2,436
	200万円を超え 300万円以下の金額	8	30,702	1,126	3,838
	300万円を超え 400万円以下の金額	8	38,918	1,603	4,865
	400万円を超え 550万円以下の金額	3	17,495	800	-
	550万円を超え 700万円以下の金額	1	7,604	335	-
	700万円を超え 1,000万円以下の金額	2	19,367	990	-
	1,000万円を超える金額	0	0	0	-
	合 計	53	174,599	6,115	3,294
	(構 成 比 %)	0.07	0.07	0.07	-
	令和2年度	52	145,128	5,113	2,791
	(構 成 比 %)	0.07	0.06	0.06	-

課税標準額の段階	区 分	合 計			
		納税 人員	総所得 金額等	所得割額	1人当 たり 所得額
	10万円以下の金額	2,935	2,126,632	34,980	725
	10万円を超え 100万円以下の金額	25,023	36,863,732	786,881	1,473
	100万円を超え 200万円以下の金額	21,827	56,446,728	1,787,994	2,586
	200万円を超え 300万円以下の金額	12,575	48,798,796	1,730,774	3,881
	300万円を超え 400万円以下の金額	6,210	32,296,110	1,228,080	5,201
	400万円を超え 550万円以下の金額	4,285	28,420,581	1,143,454	6,633
	550万円を超え 700万円以下の金額	1,444	11,991,678	508,335	8,304
	700万円を超え 1,000万円以下の金額	1,047	10,909,371	495,869	10,420
	1,000万円を超える金額	777	15,477,538	782,347	19,920
	合 計	76,123	243,331,166	8,498,714	3,197
	(構 成 比 %)	100.00	100.00	100.00	-
	令和2年度	75,986	241,037,627	8,543,759	3,172
	(構 成 比 %)	100.00	100.00	100.00	-

※「令和3年度市町村税課税状況等の調」による。

## 6 法人市民税調定額の推移

単位:円

区 分		年 度					
		28	29	30	元	2	
現 年 度 分	調 定 額	1,207,098,900	1,360,628,500	1,358,884,800	1,246,856,400	902,565,500	
	5億円以上	法人税割額	575,616,100	672,753,200	712,818,900	543,758,400	311,324,200
		均等割額	151,736,800	164,228,400	148,228,500	153,159,400	141,838,500
	1億円以上 5億円未満	法人税割額	109,761,200	117,465,500	114,009,900	107,215,300	78,828,800
		均等割額	21,485,500	21,726,300	21,707,900	20,859,000	22,378,000
	1億円未満	法人税割額	172,508,200	205,375,800	183,490,000	243,315,500	170,415,000
		均等割額	175,991,100	179,079,300	178,629,600	178,548,800	177,781,000
	計	法人税割額	857,885,500	995,594,500	1,010,318,800	894,289,200	560,568,000
		均等割額	349,213,400	365,034,000	348,566,000	352,567,200	341,997,500
	滞納分	調 定 額	10,264,557	20,192,730	17,503,030	17,081,551	13,348,821
合 計	調 定 額	1,217,363,457	1,380,821,230	1,376,387,830	1,263,937,951	915,914,321	
	対前年度伸率(%)	△ 9.94	13.43	△ 0.32	△ 8.17	△ 27.53	

## 7 規模別・決算月別の法人数

区分 均等割 決算月	50億円超 51人以上	10億円を 超え 50億円 以下 51人以上	10億円超 50人以下	1億円を 超え 10億円 以下 51人以上	1億円 を超え 10億円 以下 50人以下	1千万円 を超え 1億円 以下 51人以上	1千万円 を超え 1億円 以下 50人以下	1千万円 以下 51人以上	その他	計
	2	4 (4)	1 (1)	23 (17)	2 (1)	17 (11)	3 (1)	22 (9)	2 (1)	169 (45)
3	19 (16)	4 (3)	97 (77)	18 (14)	59 (46)	18 (11)	131 (81)	8 (6)	361 (123)	715 (377)
4	1 (1)	0	0	1 (1)	0	2 (1)	22 (5)	1 (1)	181 (37)	208 (46)
5	0	1 (1)	3 (3)	0	5 (3)	1	33 (17)	0	192 (44)	235 (68)
6	1 (1)	0	0	0	5 (1)	1	37 (16)	2 (1)	208 (56)	254 (75)
7	0	0	1 (1)	1	1 (1)	2 (1)	19 (10)	0	196 (66)	220 (79)
8	0	0	7 (4)	1 (1)	5 (5)	3 (1)	29 (11)	3 (1)	226 (60)	274 (83)
9	0	1	3 (2)	0	6 (4)	2 (2)	41 (18)	1 (1)	251 (76)	305 (103)
10	0	0	2 (2)	0	0	2 (1)	14 (7)	1 (1)	151 (46)	170 (57)
11	0	0	1 (1)	0	2	1	8 (4)	1	88 (20)	101 (25)
12	1 (1)	1	8 (5)	2 (2)	15 (8)	3 (2)	20 (12)	1 (1)	158 (43)	209 (74)
1	0	0	1 (1)	0	2 (1)	2	14 (5)	1	66 (13)	86 (20)
計	26 (23)	8 (5)	146 (113)	25 (19)	117 (80)	40 (20)	390 (195)	21 (13)	2,247 (629)	3,020 (1097)
前年度	27 (24)	6 (6)	142 (116)	27 (20)	113 (81)	35 (25)	379 (204)	20 (12)	2,252 (635)	3,001 (1123)

注1) 令和2年度に確定申告があった法人

注2) ( )内は、法人税割を納めた法人の内数

## 8 法人市民税月別調定額（現年度分）の推移

単位:円

年度 月別		28	29	30	元	2
		4	48,599,200	46,596,100	48,141,000	40,953,200
5	437,320,500	428,226,300	479,386,000	451,860,300	276,104,800	
6	34,515,600	89,742,000	95,645,800	60,980,600	85,221,600	
7	50,948,600	67,731,600	36,462,500	28,465,100	41,928,300	
8	72,866,300	72,470,600	75,430,500	63,086,300	74,576,800	
9	25,432,900	24,673,300	21,117,500	55,338,500	39,829,300	
10	45,759,000	55,903,200	47,066,900	46,561,000	40,546,900	
11	306,884,400	324,740,600	388,920,100	352,322,900	184,134,800	
12	67,845,700	100,449,200	61,242,000	60,958,300	33,516,200	
1	15,769,700	18,025,300	19,152,000	18,807,400	12,842,000	
2	54,201,800	55,861,800	22,853,100	46,969,800	36,382,800	
3	46,955,200	76,208,500	63,467,400	20,553,000	21,671,600	
計		1,207,098,900	1,360,628,500	1,358,884,800	1,246,856,400	902,565,500
内	予定申告	457,432,100	512,865,300	524,282,100	505,461,500	258,972,500
	確定申告	738,363,200	839,163,000	830,128,800	731,987,900	636,927,700
	修正申告	9,031,200	8,447,300	4,444,900	9,287,300	6,778,100
	誤更正・決定	2,272,400	152,900	29,000	119,700	-112,800
調定額 対前年度 伸率(%)		△ 10.01	12.72	△ 0.13	△ 8.24	△ 27.61

## 9 土地に関する概要①

令和3年1月1日現在

区分 地目		地 積 (㎡)			
		非課税地積 (イ)	評価総地積 (ロ)	法定免税点 未満のもの (ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ) (ニ)
田	一般田	3,670	1,994,004	138,038	1,855,966
	介在田・市街化区域田	644	54,222	915	53,307
畑	一般畑	25,288	11,452,745	946,961	10,505,784
	介在畑・市街化区域畑	9,754	865,302	229	865,073
宅 地	小規模 住宅用地	—	9,360,271	11,856	9,348,415
	一般 住宅用地	—	3,113,271	1,489	3,111,782
	商業地等 非住宅用地	—	4,450,458	3,649	4,446,809
	計	894,150	16,924,000	16,994	16,907,006
	塩田	—	—	—	—
鉦 泉 地	—	17	—	17	
池 沼	8,595	2,644	354	2,290	
山 林	一般山林	3,076,835	11,770,680	1,600,810	10,169,870
	介在山林	0	13,921	45	13,876
牧 場	—	—	—	—	
原 野	729,285	1,132,124	68,264	1,063,860	
雑 種 地	ゴルフ場の用地	3,632	2,484,186	49	2,484,137
	遊園地等の用地	397,083	—	—	—
	鉄軌道用地(単体利用)	361	266,075	—	266,075
	鉄軌道用地(複合利用)	—	9,050	—	9,050
	その他の雑種地	702,309	1,827,970	9,511	1,818,459
	計	1,103,385	4,587,281	9,560	4,577,721
そ の 他	49,111,454	—	—	—	
合 計	54,963,060	48,796,940	2,782,170	46,014,770	

9 土地に関する概要②

令和3年1月1日現在

地目		決 定 価 格 (千円)			
		総 額 (ホ)	法定免税点 未満のもの (ヘ)	法定免税点以 上のもの (ホ)-(ヘ) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (チ)
田	一 般 田	185,532	12,514	173,018	173,018
	介在田・市街化区域田	1,442,204	1,390	1,440,814	476,661
畑	一 般 畑	715,364	57,393	657,971	657,971
	介在畑・市街化区域畑	27,510,124	3,095	27,507,029	9,350,457
宅 地	小 規 模 住 宅 用 地	440,267,903	316,133	439,951,770	73,101,443
	一 般 住 宅 用 地	107,715,831	34,755	107,681,076	35,795,492
	商 業 地 等 非 住 宅 用 地	173,043,610	24,415	173,019,195	116,107,098
	計	721,027,344	375,303	720,652,041	225,004,033
	塩 田	—	—	—	—
鉦 泉 地	2,608	—	2,608	2,608	
池 沼	101	13	88	88	
山 林	一 般 山 林	369,331	49,313	320,018	320,018
	介 在 山 林	173,489	470	173,019	120,901
牧 場	—	—	—	—	
原 野	33,971	2,156	31,815	31,815	
雑 種 地	ゴルフ場の用地	4,693,624	98	4,693,526	3,285,537
	遊園地等の用地	—	—	—	—
	鉄軌道用地(単体利用)	4,139,407	—	4,139,407	2,872,827
	鉄軌道用地(複合利用)	686,884	—	686,884	480,818
	その他の雑種地	41,355,739	37,536	41,318,203	28,658,569
	計	50,875,654	37,634	50,838,020	35,297,682
そ の 他	—	—	—	—	
合 計	802,335,722	539,281	801,796,441	271,435,252	

## 9 土地に関する概要③

令和3年1月1日現在

地目		筆数(筆)				単位当たり価格(円/㎡)	
		非課税地 筆数 (リ)	評価 総筆数 (ヌ)	法定免税 点未満の もの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	平均価格 (ホ)/(ロ) (ワ)	最高価格 (カ)
田	一般田	21	4,126	329	3,797	93	120
	介在田・市街化区域田	5	160	2	158	26,598	51,321
畑	一般畑	50	16,221	1,623	14,598	62	99
	介在畑・市街化区域畑	24	2,405	10	2,395	31,793	90,394
宅 地	小規模 住宅用地	—	69,501	586	68,915	47,036	160,000
	一般 住宅用地	—	24,632	250	24,382	34,599	143,731
	商業地等 非住宅用地	—	10,985	170	10,815	38,882	168,280
	計	1,642	105,118	1,006	104,112	42,604	168,280
	塩田	—	—	—	—	—	—
鉱泉地	—	5	—	5	153,412	354,250	
池沼	25	6	3	3	38	44	
山 林	一般山林	600	10,507	2,217	8,290	31	57
	介在山林	0	54	2	52	12,462	24,570
牧場	—	—	—	—	—	—	
原野	65	486	144	342	30	52	
雑 種 地	ゴルフ場の用地	9	910	2	908	1,889	2,000
	遊園地等の用地	608	—	—	—	—	—
	鉄軌道用地(単体利用)	9	370	—	370	15,557	38,400
	鉄軌道用地(複合利用)	—	14	—	14	75,899	81,570
	その他の雑種地	4,025	6,408	252	6,156	22,624	132,880
	計	4,651	7,702	254	7,448	11,091	132,880
その他	68,491	—	—	—	—	—	
合計	75,574	146,790	5,590	141,200	16,442	—	



## 10 固定資産税・都市計画税調定額の推移（現年度分）

単位:千円

区 分		年 度				
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
固定資産税	土地・家屋	8,176,645	8,186,376	7,969,074	8,108,083	8,048,056
	償却資産	1,623,906	1,618,999	1,642,558	1,663,878	1,662,706
	計	9,800,551	9,805,375	9,611,632	9,771,961	9,710,762
都市計画税		1,678,723	1,672,542	1,625,480	1,627,659	1,626,231
交 付 金		22,905	22,739	22,724	22,782	21,076
合 計		11,502,179	11,500,656	11,259,836	11,422,402	11,358,069

## 11 固定資産税・都市計画税納税義務者数

単位:人

区 分		年 度				
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
固定資産税	土 地	48,763	49,183	49,499	49,849	45,292
	家 屋	48,252	48,643	48,955	49,284	49,872
	償却資産	1,513	1,528	1,513	1,501	1,396
都市計画税	土 地	43,987	44,400	44,710	45,061	40,479
	家 屋	43,655	44,029	44,343	44,675	45,232
交 付 金		5	5	5	5	5

## 1.2 家屋に関する概要

令和3年1月1日現在

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
納 税 義 務 者 数 (人)		51,180	1,117	50,063
棟 数 (棟)	木 造	48,610	1,304	47,306
	木造以外	12,681	368	12,313
	計	61,291	1,672	59,619
床 面 積 (㎡)	木 造	5,080,785	61,786	5,018,999
	木造以外	4,035,098	80,583	3,954,515
	計	9,115,883	142,369	8,973,514
決 定 価 格 (千円)	木 造	135,072,032	473,220	134,598,812
	木造以外	169,016,954	3,853,042	165,163,912
	計	304,088,986	4,326,262	299,762,724
価 格 [㎡あたり] (円)	木 造	26,585	7,659	26,818
	木造以外	41,887	47,815	41,766
	計	33,358	30,388	33,405

※ 非課税家屋 棟数 663棟、床面積 287,079㎡

### 1.3 償却資産に関する概要

令和3年1月1日現在 単位：千円

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課税標準額の内訳		
			法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるもの	左記以外のもの	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	20,063,697	19,504,834	540,592	18,964,242
	機械及び装置	40,857,168	38,632,892	1,834,713	36,798,179
	船舶	—	—	—	—
	航空機	—	—	—	—
	車両及び運搬具	227,163	211,625	15,538	196,087
	工具器具及び備品	21,514,371	21,299,729	203,817	21,095,912
	小計(イ)	82,662,399	79,649,080	2,594,660	77,054,420
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	37,032,956	34,620,556	—	—
	道府県知事が価格等を決定し配分したもの	1,325,720	978,620	—	—
	小計(ロ)	38,358,676	35,599,176	—	—
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの		—	—	—	—
合計(イ)+(ロ)		121,021,075	115,248,256	—	—
同 上 内 訳	市町村分の額	—	115,248,256	—	—
	道府県分の額	—	—	—	—

市長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3の適用を受けるもの(単位：千円)

区分	各項別	法第349条の3第2項 (ガス事業用資産)	法第349条の3第3項 (農業協同組合等共同利用設備)	法第349条の3第9項 (日本放送協会)	法349条の3第23項 (信用協同組合等)
決 定 価 格		4,042	0	28,781	4,889
課 税 標 準 額		373	0	14,391	2,933

市長が価格等を決定したもののうち、法附則第15条の適用を受けるもの(単位：千円)

区分	各項別	法附則第15条第2項 (公共の危害防止施設等)	法附則第15条第24項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	法附則第15条第30項 (再生可能エネルギー発電設備)
決 定 価 格		34,573		0
課 税 標 準 額		9,353		0

区分	各項別	法附則第15条旧第3項 (公害防止設備)	法附則第15条旧第41項 (先端設備等)	法附則第15条旧第43項 (経営力向上設備等)
決 定 価 格		6,850	591,691	260,207
課 税 標 準 額		2,283	0	130,104

#### 14 固定資産評価審査申立の状況

単位:件

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
受理した件数	-	-	-	-	-
取下件数	-	-	-	-	-
棄却件数	-	-	-	-	-
審査の決定による修正件数	-	-	-	-	-
審査中件数	-	-	-	-	-

#### 15 課税台帳縦覧件数

単位:件

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
土地	9	8	5	4	1
家屋	5	1	3	0	0
土地・家屋	13	9	5	5	6
償却資産	0	0	0	0	0
計	27	18	13	9	7

16 軽自動車税車種別調定額等の推移（現年度分）

単位：台、円

区 分		年 度				
		28	29	30	31	2
原動機付自転車						
50cc 以下	台 数	10,509	10,007	9,661	9,323	8,972
	調 定 額	21,012,000	19,995,000	19,318,000	18,641,000	17,944,000
90cc 以下	台 数	744	709	685	663	650
	調 定 額	1,488,000	1,418,000	1,370,000	1,325,200	1,300,000
125cc 以下	台 数	2,361	2,434	2,470	2,569	2,649
	調 定 額	5,666,400	5,841,600	5,928,000	6,164,800	6,349,600
ミニカー	台 数	125	131	132	127	131
	調 定 額	462,500	484,700	488,400	469,900	479,900
小型特殊自動車						
農 耕 作 業 用	台 数	714	705	713	715	721
	調 定 額	1,713,600	1,692,000	1,711,200	1,716,000	1,730,400
そ の 他	台 数	153	156	158	160	157
	調 定 額	902,700	920,400	932,200	944,000	926,300
軽 自 動 車						
2 輪 車	台 数	2,780	2,751	2,774	2,744	2,728
	調 定 額	10,008,000	9,903,600	9,984,000	9,878,400	9,820,800
3 輪 車	台 数	2	1	1	1	1
	調 定 額	9,200	4,600	4,600	4,600	4,600
4 輪 車 ( 乗 用 )	台 数	23,910	24,156	24,530	24,853	25,421
	調 定 額	193,437,200	205,123,300	217,055,500	227,380,300	239,970,700
4 輪 車 ( 貨 物 用 )	台 数	6,600	6,534	6,461	6,407	6,420
	調 定 額	30,689,900	31,008,000	31,099,200	31,311,500	31,790,200
2 輪 の 小 型 自 動 車	台 数	2,343	2,371	2,413	2,453	2,490
	調 定 額	14,050,000	14,226,000	14,478,000	14,716,000	14,940,000
計	台 数	50,241	49,955	49,998	50,015	50,340
	調 定 額	279,439,500	290,617,200	302,369,100	312,551,700	325,256,500
調 定 額 対 前 年 度 伸 率 ( % )		22.66	4.00	8.21	3.37	4.06
平 均 税 率		5,562.0	5,817.6	6,047.6	6,249.2	6,461.2

## 17 市たばこ税調定額等の推移（現年度分）

単位：円、本

年度 区分		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
月 別 調 定 額	4月	101,370,630	82,429,427	81,660,757	80,274,913	78,886,662
	5月	82,261,466	84,177,087	74,742,054	84,452,213	75,577,737
	6月	88,545,915	86,165,632	84,901,712	81,813,551	78,260,025
	7月	87,572,316	83,425,539	80,898,142	83,028,989	81,024,636
	8月	91,325,891	85,570,551	81,359,425	84,559,008	77,113,763
	9月	90,633,268	88,501,799	79,743,657	88,651,397	80,175,979
	10月	88,380,262	83,270,672	102,627,525	86,574,305	104,757,509
	11月	88,416,937	83,862,350	68,691,128	80,458,336	70,319,130
	12月	83,377,367	76,762,194	76,468,720	78,380,807	71,039,207
	1月	98,894,471	85,896,923	86,244,629	85,031,095	87,830,765
	2月	78,243,595	71,569,938	78,202,596	72,069,974	74,276,320
	3月	75,869,609	71,511,924	75,306,870	77,330,524	72,426,472
	計	1,054,891,727 (117,912)	983,144,036 (85,392)	970,847,215 (3,857,098)	982,625,112 (167,657)	951,688,205 (3,759,188)
年間売渡本数		205,074,059 (285,010)	189,896,639 (198,640)	187,997,263 (7,963,960)	173,702,343 (99,100)	170,687,402 (8,742,393)
税率 (1,000本あたり)		5,262円	5,262円	4月～5,262円 10月～5,692円	5,692円	4月～5,692円 10月～6,122円
旧3級品税率 (1,000本あたり)		2,925円	3,355円	4,000円	4月～4,000円 10月～5,692円	4月～5,692円 10月～6,122円
調定額対前年 度伸率 (%)		△ 1.48	△ 6.80	△ 1.25	1.21	△ 3.15

※平成25年4月1日以降売渡し分から新税率。

※平成28～令和2年の調定額及び年間売渡本数の( )表記は、上段の内数字で、たばこ税の手持ち品課税の分。

18 特別土地保有税調定額等の推移（現年度分）

区 分		年 度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
保 有 分	件 数  (件)		0	0	0	0	0
	地 積  (㎡)		0	0	0	0	0
	調 定 額  (千円)		0	0	0	0	0
取 得 分	件 数  (件)		0	0	0	0	0
	地 積  (㎡)		0	0	0	0	0
	調 定 額  (千円)		0	0	0	0	0
計	件 数  (件)		0	0	0	0	0
	地 積  (㎡)		0	0	0	0	0
	調 定 額  (千円)		0	0	0	0	0

※ 平成15年度地方税法改正により特別土地保有税について課税停止中。

19 入湯税調定額等の推移（現年度分）

年 度		区 分				
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
月 別 調 定 額  (円)	4月	118,950	122,250	99,150	82,950	46,950
	5月	69,600	93,450	90,750	77,850	34,800
	6月	91,950	107,550	90,750	69,450	29,850
	7月	96,000	81,300	68,550	55,500	148,200
	8月	67,500	91,500	68,550	39,300	203,550
	9月	82,950	100,500	64,050	72,600	343,350
	10月	104,400	90,600	70,350	46,650	353,700
	11月	89,400	105,000	83,100	76,950	485,850
	12月	123,150	102,300	102,750	103,650	512,550
	1月	133,650	121,350	121,200	103,800	459,750
	2月	92,850	98,550	79,800	68,100	189,000
	3月	99,450	98,550	81,450	67,800	174,450
計	1,169,850	1,212,900	1,020,450	864,600	2,982,000	
入湯客数合計（人）		7,799	8,086	6,803	5,764	19,880
月平均入湯客数（人）		650	674	567	480	1,657
特別徴収義務者数（人）		5	5	5	6	6
税 率		150円				
調定額対前年度伸率(%)		2.43	3.68	△ 15.87	△ 15.27	244.90



## 20 市税減免額等の調

年度	区 分	市 民 税		固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		軽自動車税 (種別割)		合 計	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
2 年 度	生 活 保 護 受 給 者 等	件 27	円 1,058,100	件 80	円 1,317,600	件	円	件 107	円 2,375,700
	災 害 被 害 者								
	身 体 障 害 者 等					451	4,011,600	451	4,011,600
	そ の 他 ( 企 業 等 の 立 地 の 促 進 等 )			18	39,874,000			18	39,874,000
	合 計	27	1,058,100	98	41,191,600	451	4,011,600	576	46,261,300

## Ⅲ 徴 収

- 1 徴収の概要
- 2 令和2年度市税取扱区分別納付額の状況(現年度分)
- 3 証明等処理件数
- 4 市税月別収入額
- 5 市税口座振替加入状況
- 6 令和2年度市税(国民健康保険税を除く)滞納処分の状況
- 7 不納欠損処分の状況

## 1 徴収の概要

市税の収入状況

単位：千円

年度	区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率 (%)
2	市 税	22,910,000	23,716,550	22,750,467	85,724	880,359	95.93
	現年度分	22,630,000	22,856,086	22,545,635	3,489	306,962	98.64
	滞納繰越分	280,000	860,464	204,832	82,235	573,397	23.80
元	市 税	23,100,000	24,046,004	23,076,944	108,838	860,222	95.97
	現年度分	22,810,000	23,124,847	22,830,661	1,838	292,348	98.73
	滞納繰越分	290,000	921,157	246,283	107,000	567,874	26.74

現年度分の調定額に対する収入率は、前年度と比べ、法人市民税、固定資産税、都市計画税で減少したことにより、全体では0.09ポイント低下し、98.64パーセントとなりました。

滞納繰越分の調定額に対する収入率は、前年度と比べ、個人市民税、固定資産税、都市計画税で減少したため、2.94ポイント減少の、23.80パーセントとなりました。

収入済額は、22,750,467千円で、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税の現年度分、法人市民税、軽自動車税の滞納繰越分で増加したものの、法人市民税、都市計画税、たばこ税の現年度分と個人市民税、固定資産税、都市計画税の滞納繰越分が減少したことにより収入額が減少し、前年度に比べ、326,477千円、1.41パーセント減少しました。

不納欠損額は、現年度分では軽自動車税を除く、その他の税目すべてで増加したものの、滞納繰越分のすべての税目で対象金額が減少したことにより、前年度より減額となりました。

収入未済額(未収金)は、880,359千円で、前年度に比べ20,137千円、2.34パーセント上昇しました。

## 2 令和2年度市税取扱区分別納付額の状況（現年度分）

区 分		収 入 金 額		構成比 (%)
		(千円)	うち口座振替分	
一 般 納 付 額	個 人 市 民 税	2,244,860	526,266	9.96
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	9,534,730	4,462,274	42.29
	固 定 資 産 税 ( 償 却 資 産 )	1,666,102	271,983	7.39
	軽 自 動 車 税 ( 種 別 割 )	318,486	22,584	1.41
	小 計	13,764,178	5,283,107	61.05
特 別 徴 収 納 付 額	個 人 市 民 税	6,904,827	—	30.63
申 告 納 付 額	法 人 市 民 税	889,291	—	3.94
	交 付 金	21,077	—	0.09
	軽 自 動 車 税 ( 環 境 性 能 割 )	11,592	—	—
	市 た ば こ 税	951,688	—	4.22
	特 別 土 地 保 有 税	0	—	0.00
	入 湯 税	2,982	—	0.01
	小 計	1,876,630	—	8.32
合 計		22,545,635	5,283,107	100.00

区 分		収 入 金 額	
		(千円)	うち口座振替分
一 般 納 付 額	国 民 健 康 保 険 税	3,187,471	1,825,887

### 3 証明等処理件数

単位:件

年度 区分		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
評価証明	無料	128	181	77	53	10
	有料	2,975	2,829	2,670	2,866	2,669
公課証明	無料	155	126	129	92	0
	有料	1,701	1,603	1,680	1,553	1,615
専用住宅証明	有料	721	702	696	695	673
所得証明	無料	3	0	1	0	0
	有料	3,735	3,398	1,928	809	698
課税証明	無料	304	256	258	235	149
	有料	16,881	16,394	10,261	4,017	4,002
非課税証明	無料	25	7	5	8	7
	有料	3,580	3,469	6,371	469	774
納税証明	無料	2,864	2,865	1,996	1,761	1,090
	有料	2,358	1,964	1,502	1,145	1,757
減失証明	無料	0	0	0	0	0
	有料	65	85	101	79	75
所在証明	無料	9	4	0	0	0
	有料	101	76	56	49	39
営業証明	無料	0	0	0	0	0
	有料	17	8	29	14	7
閲覧	無料	78	27	4	53	139
	有料	324	344	372	412	502
車庫証明	無料	0	0	0	0	0
	有料	3	0	0	0	0
登記用証明	無料	4,961	3,021	3,060	2,726	2,210
合計	無料	8,527	6,487	5,530	4,928	3,605
	有料	32,461	30,872	25,666	12,108	12,811

#### 4 市税月別収入額 ①

単位:千円

年度	月別 区分	4	5	6	7	8	9	10
		平成 30	現年度分	65,821	2,932,999	4,633,352	1,658,819	2,443,290
	滞納繰越分	17,848	16,761	40,191	32,489	32,752	25,928	25,088
	合計	83,669	2,949,760	4,673,543	1,691,308	2,476,042	1,215,872	2,651,341
	収入構成(%)	0.36	12.73	20.17	7.30	10.69	5.25	11.45
令和 元	現年度分	62,871	2,986,698	4,532,085	1,708,978	2,338,467	1,474,594	2,436,687
	滞納繰越分	19,643	9,863	25,351	36,115	21,809	22,132	22,129
	合計	82,514	2,996,561	4,557,436	1,745,093	2,360,276	1,496,726	2,458,816
	収入構成(%)	0.36	12.99	19.75	7.56	10.23	6.49	10.66
令和 2	市 民 税	100,383	788,084	1,209,772	1,094,603	741,154	894,115	694,085
	個 人	49,089	698,205	948,985	1,036,934	671,251	866,472	659,073
	法 人	51,294	89,879	260,787	57,669	69,903	27,643	35,012
	固定資産税	4,150	1,463,108	2,760,908	399,171	1,435,216	304,772	1,469,182
	土地・家屋	4,067	1,359,895	2,186,936	332,866	1,162,367	252,309	1,188,029
	償却資産	83	103,213	552,895	66,305	272,849	52,463	281,153
	交付金	0	0	21,077	0	0	0	0
	軽自動車税	1,401	154,794	140,806	17,194	4,544	2,523	2,973
	種別割	1,094	1,444	509	489	1,087	749	913
	環境性能割	307	153,350	140,297	16,705	3,457	1,774	2,060
	市たばこ税	78,887	15	153,822	81,025	77,114	80,176	553
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	37	45	30	148	203	343	354
	都市計画税	825	274,594	441,593	67,550	235,885	51,202	241,093
	現年度分(内訳)	174,094	2,671,799	4,672,786	1,635,536	2,474,077	1,316,355	2,391,263
	滞納繰越分(内訳)	11,589	8,841	34,145	24,155	20,039	16,776	16,977
合計	185,683	2,680,640	4,706,931	1,659,691	2,494,116	1,333,131	2,408,240	
収入構成(%)	0.82	11.78	20.69	7.30	10.96	5.86	10.59	

※月別の( )は、出納整理期間を示す。

※各数値は、端数処理後の数値とし、合計欄にはその合計値を記載している。

#### 4 市税月別収入額 ②

単位:千円

年度	月別 区分	11	12	1	2	3	(4)	(5)	合計
平成 30	現年度分	1,157,311	1,417,843	2,389,312	905,170	786,018	634,705	19,244	22,860,081
	滞納繰越分	37,025	21,803	19,285	17,632	18,207	0	0	305,009
	合計	1,194,336	1,439,646	2,408,597	922,802	804,225	634,705	19,244	23,165,090
	収入構成(%)	5.16	6.21	10.40	3.98	3.47	2.74	0.08	100.00
令和 元	現年度分	1,053,358	1,430,058	2,445,566	854,239	920,853	563,042	23,166	22,830,662
	滞納繰越分	17,258	19,554	17,054	17,144	18,230	0	0	246,282
	合計	1,070,616	1,449,612	2,462,620	871,383	939,083	563,042	23,166	23,076,944
	収入構成(%)	4.64	6.28	10.67	3.78	4.07	2.44	0.10	100.00
令和 2	市民税	962,840	790,696	750,378	784,014	783,281	537,437	9,021	10,139,863
	個人	885,619	641,499	735,895	752,680	756,399	534,770	8,992	9,245,863
	法人	77,221	149,197	14,483	31,334	26,882	2,667	29	894,000
	固定資産税	74,810	1,453,624	240,315	46,740	30,675	13,991	4,459	9,701,121
	土地・家屋	72,432	1,192,307	169,480	45,794	29,023	12,976	4,459	8,012,940
	償却資産	2,378	261,317	70,835	946	1,652	1,015	0	1,667,104
	交付金	0	0	0	0	0	0	0	21,077
	軽自動車税	2,462	2,205	1,964	1,981	2,098	388	325	335,658
	種別割	1,129	1,078	885	1,220	995	0	0	11,592
	環境性能割	1,333	1,127	1,079	761	1,103	388	325	324,066
	市たばこ税	171,797	732	71,265	87,903	147,847	552	0	951,688
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	486	513	460	189	174	0	0	2,982
	都市計画税	14,699	241,961	34,393	9,294	2,543	2,622	901	1,619,155
	現年度分(内訳)	1,214,035	2,472,763	1,087,402	917,688	948,141	554,990	14,706	22,545,635
	滞納繰越分(内訳)	13,059	16,968	11,373	12,433	18,477	0	0	204,832
合計	1,227,094	2,489,731	1,098,775	930,121	966,618	554,990	14,706	22,750,467	
収入構成(%)	5.39	10.94	4.83	4.09	4.25	2.44	0.06	100.00	

※月別の( )は、出納整理期間を示す。  
 ※各数値は、端数処理後の数値とし、合計欄にはその合計値を記載している。

## 5 市税口座振替加入状況

令和3年6月30日現在

区 分	納税義務者数 (人)	口座加入者数 (人)	加入率 (%)
個人市民税 (普徴)	20,176	5,210	25.82
固定資産税 都市計画税	58,905	27,739	47.09
固定資産税 (償却資産)	1,405	492	35.02
計	80,486	33,441	41.55
国民健康保険税	24,617	12,048	48.94
軽自動車税 (課税台数)	51,076	3,895	7.63

※納税義務者数は、当初課税の数

## 6 令和2年度市税 (国民健康保険税を除く) 滞納処分の状況

区 分		差 押	参加差押	交付要求
不 動 産	件 数	28	15	28
	金額(円)	16,138,205	17,679,942	16,792,096
債 権	件 数	336		19
	金額(円)	68,144,069		4,588,200
そ の 他	件 数			
	金額(円)			
合 計	件 数	364	15	47
	金額(円)	84,282,274	17,679,942	21,380,296



## 7 不納欠損処分の状況

### (1) 年度別内訳

税目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	税額(円)	件数	税額(円)	件数	税額(円)	件数	税額(円)
個人市民税	1,628	92,556,201	1,343	72,707,310	1,308	67,174,886	1,045	52,445,611
法人市民税	34	2,163,200	23	1,078,300	20	1,058,230	21	978,319
固定資産税 都市計画税	622	65,899,589	556	47,010,663	521	36,664,301	435	30,331,690
固定資産税 (償却資産)	9	1,858,100	5	414,600	7	1,201,600	3	70,200
軽自動車税	639	2,482,500	608	2,319,500	634	2,738,600	483	1,898,100
市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,932	164,959,590	2,535	123,530,373	2,490	108,837,617	1,987	85,723,920
国民健康保険税	2,712	200,298,602	2,174	148,986,128	2,504	142,281,508	1,988	113,382,620

### (2) 令和2年度事由別内訳

税目	執行停止による納税義務の消滅				時効完成		合計	
	法第15条の7第4項 滞納処分の停止後3年 経過のもの		法第15条の7第5項 限定承認及びその他の もの		法第18条第1項 消滅時効によるもの			
	件数	税額(円)	件数	税額(円)	件数	税額(円)	件数	税額(円)
個人市民税 (普徴)	226	13,212,181	377	20,946,990	417	17,373,160	1,020	51,532,331
個人市民税 (特徴)	2	97,909	8	615,351	15	200,020	25	913,280
法人市民税	0	0	5	225,919	16	752,400	21	978,319
固定資産税 都市計画税	132	11,708,412	102	9,177,478	201	9,445,800	435	30,331,690
固定資産税 (償却資産)	0	0	0	0	3	70,200	3	70,200
軽自動車税	93	457,300	73	322,300	317	1,118,500	483	1,898,100
市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
計	453	25,475,802	565	31,288,038	969	28,960,080	1,987	85,723,920
国民健康保険税	548	35,571,340	558	34,496,880	882	43,314,400	1,988	113,382,620

## IV その他

- 1 事務分掌・税務職員数
- 2 職員の比率
- 3 税務組織等の変遷
- 4 市税条例改正等
- 5 市税の税率表
- 6 税率の変遷
- 7 個人市民税所得控除額等の変遷

## 1 事務分掌・税務職員数

令和3年4月1日現在

### 市民税課

#### 税制収納管理担当

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税諸統計に関すること。
- (3) 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課、減免並びに課税台帳の整備保管に関すること。
- (4) 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の課税資料の調査収集に関すること。
- (5) 法人市民税、営業等の証明(オンラインによる証明を除く。)及び照会に関すること。
- (6) 個人の県民税に係る徴収金の県への払込み及び徴収取扱費に関すること。
- (7) 営業の開廃に関すること。
- (8) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の受払い並びに交付に関すること。
- (9) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。
- (10) 市税、個人の県民税、国民健康保険税及び税外収入金の収納管理に関すること。
- (11) 納税思想の普及及び納税の奨励に関すること。
- (12) 市税の口座振替に関すること。
- (13) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (14) 税務事務に係る各部門間の連絡調整に関すること。
- (15) 課内庶務に関すること。

#### 市民税担当

- (1) 個人の市民税及び県民税の賦課、減免並びに課税台帳の整備保管に関すること。
- (2) 個人の市民税及び県民税の課税資料の調査収集に関すること。
- (3) 個人の市民税及び県民税の証明(オンラインによる証明を除く。)及び照会に関すること。

### 資産税課

#### 土地担当

- (1) 固定資産税(土地)及び都市計画税(土地)の賦課並びに減免に関すること。
- (2) 土地の課税台帳及び名寄台帳の整備保管に関すること。
- (3) 公図の整備保管に関すること。
- (4) 固定資産(土地)の評価に関すること。
- (5) 固定資産税(土地)の課税台帳の閲覧に関すること。
- (6) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (7) 税務関係諸証明書(戸籍住民課所管のものを除く。)の申請の受付、交付及び手数料の収納に関すること。
- (8) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (9) 特別土地保有税に関すること。
- (10) 課内庶務に関すること。

## 家屋償却資産担当

- (1) 固定資産税(家屋、償却資産)及び都市計画税(家屋)の賦課並びに減免に関すること。
- (2) 家屋の課税台帳及び名寄台帳の整備保管に関すること。
- (3) 償却資産の課税台帳の整備保管に関すること。
- (4) 固定資産(家屋、償却資産)の評価に関すること。
- (5) 固定資産税(家屋、償却資産)の課税台帳の閲覧に関すること。
- (6) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (7) 住宅用家屋証明に関すること。

## 債権回収課

### 債権回収第一担当

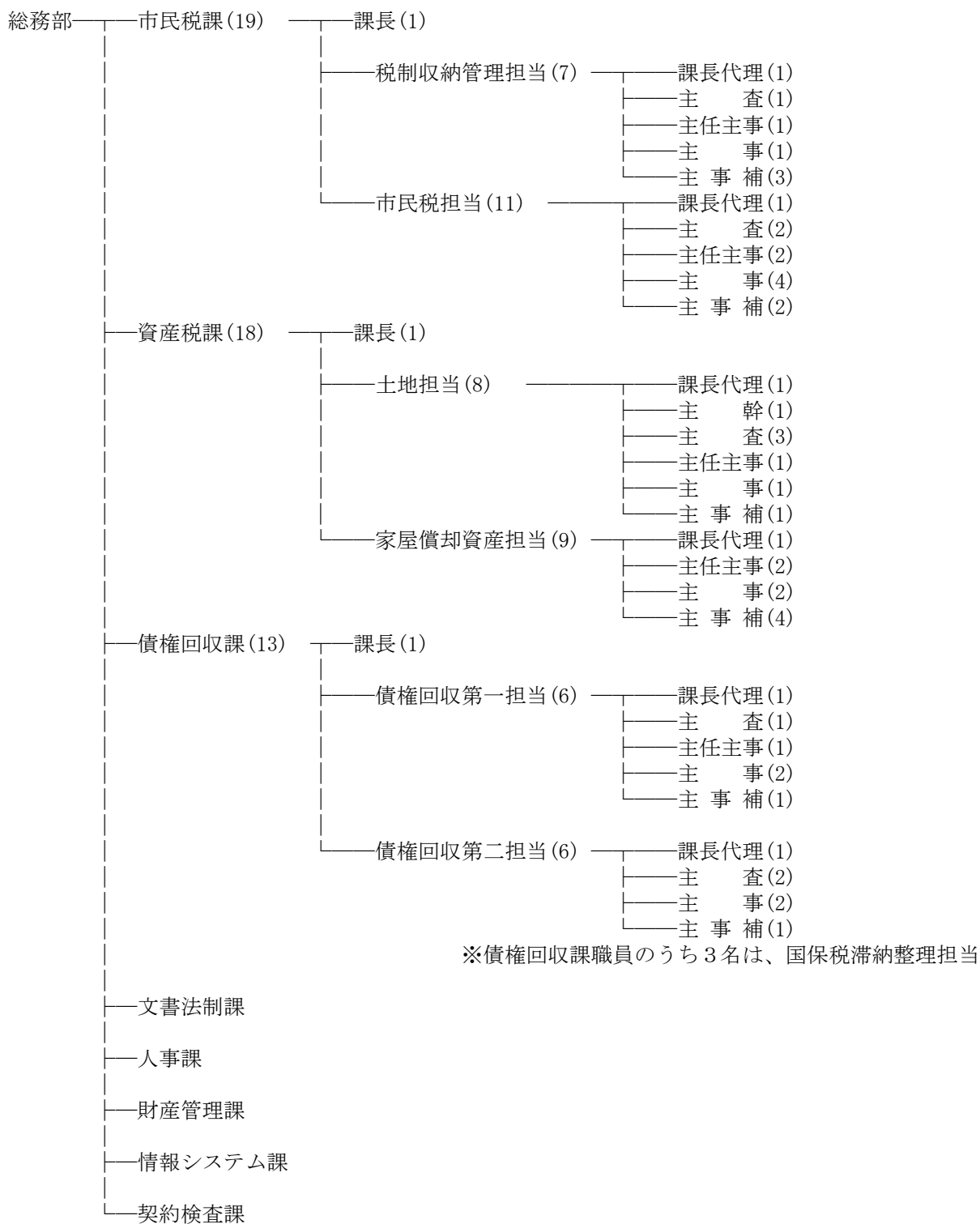
- (1) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る納税相談に関すること。
- (2) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納者実態調査に関すること。
- (3) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納整理に関すること。
- (4) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納処分の執行、徴収猶予等に関すること。
- (5) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る執行停止処分及び不納欠損処分に関すること。
- (6) 徴収の囑託及び受託に関すること。
- (7) 差押財産の公売に関すること。
- (8) 滞納債権(市税、国民健康保険税及び上下水道料金を除く。)で、その滞納債権を所管する組織から、徴収が困難なものとして移管された債権(以下「引継滞納債権」という。)の管理に関すること。
- (9) 引継滞納債権の徴収に関すること。
- (10) 引継滞納債権の納付相談及び指導に関すること。
- (11) 引継滞納債権の滞納処分等に関すること。
- (12) 引継滞納債権の訴訟に関すること。
- (13) 引継滞納債権の受託及び返戻に関すること。
- (14) 他団体が行う滞納者実態調査に対する回答に関すること(国民健康保険税に係るものを除く。)
- (15) 未収金対策会議に関すること。
- (16) 納税証明(基幹系システムによる証明を除く。)に関すること。
- (17) 課内庶務に関すること。

### 債権回収第二担当

- (1) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る納税相談に関すること。
- (2) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納者実態調査に関すること。
- (3) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納整理に関すること。
- (4) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納処分の執行、徴収猶予等に関すること。
- (5) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る執行停止処分及び不納欠損処分に関すること。
- (6) 徴収の囑託及び受託に関すること。
- (7) 差押財産の公売に関すること。
- (8) 滞納債権(市税、国民健康保険税及び上下水道料金を除く。)で、当該滞納債権を所管する組織から、徴収が困難なものとして移管された債権(以下「引継滞納債権」という。)の管理に関すること。
- (9) 引継滞納債権の徴収に関すること。
- (10) 引継滞納債権の納付相談及び指導に関すること。
- (11) 引継滞納債権の滞納処分等に関すること。
- (12) 引継滞納債権の訴訟に関すること。
- (13) 引継滞納債権の受託及び返戻に関すること。
- (14) 他団体が行う滞納者実態調査に対する回答に関すること(国民健康保険税に係るものを除く。)

<総務部組織図>

令和3年10月1日現在



○固定資産評価審査委員会 (3)

## 2 職員の比率

各年4月1日現在 単位：人、%

区 分 \ 年	2 8	2 9	3 0	1	2	3
市 職 員 数 (A)	1,063	1,071	1,074	1,083	1,091	1085
市職員1人当たり人口	156	155	154	152	150	149
市 長 部 局 職 員 数 (B)	653	679	684	688	704	693
税 務 職 員 数 (C)	46	46	45	45	47	47
税務職員1人当たり人口	3,626	3,611	3,679	3,667	3,500	3,376
比 率 (B)/(A)	61.4	63.4	63.7	63.5	64.5	63.9
比 率 (C)/(A)	4.3	4.2	4.2	4.2	4.3	4.4
人 口	166,801	166,093	165,560	164,998	164,498	162,072

### 3 税務組織等の変遷 ①

年	税務組織	一 般 事 項	電 子 化
平成 17年	4月 総務部市民税課 税制班 市民税班 総務部資産税課 土地班 家屋償却資産班 総務部納税課 収納管理班 滞納整理班	9月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に須藤恒男氏就任	
平成 18年	同 上	3月 秦野市市税条例の一部改正 8月 固定資産評価員に中村良之氏就任 9月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に守屋隆氏就任	
平成 19年	4月 財務部市民税課 税制班 市民税班 財務部資産税課 資産税班 財務部納税課 収納管理班 滞納整理班 公売推進担当 財務部未収金対策担当 未収金対策担当	9月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に荒川裕美子氏就任	
平成 20年	4月 財務部市民税課 税制班 市民税班 財務部資産税課 資産税班 財務部納税課 収納管理班 滞納整理班 財務部未収金対策担当 未収金対策担当	4月 秦野市市税条例の一部改正 9月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に須藤恒男氏就任 11月 秦野市市税条例の一部改正	
平成 21年	同 上	3月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に高橋泉氏就任	1月 地方税電子申告 ポータルシステム（eLTAX） 接続〔年金特別徴収開始〕
平成 22年	4月 財務部市民税課 税制班 市民税班 財務部資産税課 土地班 家屋償却資産班 財務部納税課 収納管理班 滞納整理班 財務部未収金対策担当 未収金対策担当	3月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に荒川裕美子氏就任	
平成 23年	4月 財務部市民税課 税制収納管理班 市民税班 財務部資産税課 土地班 家屋償却資産班 財務部債権回収課 債権回収1班 債権回収2班	4月 固定資産評価員に高橋生志雄氏就任 9月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に古谷勝二氏就任 11月 秦野市市税条例の一部改正	1月 地方税電子申告 ポータルシステム（eLTAX） 接続〔所得税申告書 等の電子受信開始〕

### 3 税務組織等の変遷 ②

年	税務組織	一般事項	電子化
平成24年	同上	3月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に高橋泉氏就任 11月 秦野市市税条例の一部改正	4月 市税のコンビニエンスストア納付開始 11月 地方税電子申告ポータルシステム(eLTAX)接続〔電子申告・申請・届出開始〕
平成25年	同上	10月 固定資産評価審査委員会委員に荒川裕美子氏就任	
平成26年	同上	3月 固定資産評価員に金丸美彦氏就任 6月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に古谷勝二氏就任	
平成27年	4月 財務部市民税課税制収納管理担当 市民税担当 財務部資産税課土地担当 家屋償却資産担当 財務部債権回収課債権回収第一担当 債権回収第二担当	3月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に高橋泉氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	
平成28年	同上	3月 秦野市市税条例の一部改正 3月 固定資産評価員に宮村慶和氏就任 10月 固定資産評価審査委員会委員に一色義信氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	
平成29年	同上	6月 固定資産評価審査委員会委員に染谷武彦氏就任 9月 固定資産評価審査委員会委員に染谷武彦氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	
平成30年	同上	3月 秦野市市税条例の一部改正 6月 秦野市市税条例の一部改正 9月 固定資産評価審査委員会委員に米山利明氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	
平成31年 令和元年	4月 総務部市民税課税制収納管理担当 市民税担当 総務部資産税課土地担当 家屋償却資産担当 総務部債権回収課債権回収第一担当 債権回収第二担当	3月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に一色義信氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	10月 地方税共通納税システム(市県民税特別徴収分、法人市民税)
令和2年	同上	9月 固定資産評価員に内田賢司氏就任 10月 固定資産評価審査委員会委員に染谷武彦氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	4月 市税のスマートフォンアプリによる納付開始
令和3年	同上	6月 秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に米山利明氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	



#### 4 市税条例改正等①

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
個人市民税	・東日本大震災からの復興財源として平成26年度分から平成35年度分までの均等割の税率を500円増額し3,500円に改正			*減免申請期限を納期限までに改正	
法人市民税			・法人税割の標準税率を9.7%、制限税率を12.1%に改正	・法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額の適用基準を設定	
固定資産税	・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長 ・固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置（わがまち特例）として公共下水道除外施設の特例基準(3/4)を規定 ※納期を改正		・固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置（わがまち特例）5項目の追加規定 ・耐震改修基準適合家屋に係る固定資産税の減額手続規定の制定	・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長 ・固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）としてサービス付き高齢者向け賃貸住宅の減額割合を（2/3）と規定 ・個人市民税*と同様の適用	・固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）として特定再生エネルギー発電設備について、太陽光及び風力の発電設備を（2/3）、水力、地熱及びバイオマスの各発電設備を（1/2）と規定
軽自動車税			・軽自動車税の標準税率を引き上げ（平成27年度から適用） ・新規登録後13年を経過した軽四輪車等へ重課制度を新設（平成28年度から適用）	・3輪以上の車両を除く軽自動車税標準税率の実施時期を平成28年度に延期 ・天然ガス軽自動車等の軽課税率の設定（平成28年度のみ） ・個人市民税*と同様の適用	・3輪以上の軽自動車（新車のみ）について環境性能に応じて平成29年度分に限り税率の軽減を規定
市たばこ税					
特別土地保有税				・個人市民税*と同様の適用	
入湯税					
都市計画税	・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長（固定資産税*と同様の改正）			・個人市民税*と同様の適用 ・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長	
備考	・秦野市行政手続に関する条例における処分の理由の提示に係る規定を適用			・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う規定の整備 ・徴収金の猶予及び換価の猶予を規定	

## 4 市税条例改正等②

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人市民税				・政府の自粛要請を踏まえた指定行事の中止等により生じた入場料金払戻請求権を放棄した場合の寄付金税額控除の追加※	
法人市民税		・法人税割の標準税率を6.0%、制限税率を8.4%に改正			・連結事業年度の規定を削除（令和4年4月1日施行）
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税(償却資産)の課税標準の特例措置(わがまち特例)5項目の追加指定</li> <li>・ノンフロン製品を対象とする負担軽減措置(3/4)を廃止</li> <li>・被災市街地復興推進地域における被災住宅用地の軽減措置を受けるための規定追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長</li> <li>・標準の特例措置(わがまち特例)として生産性向上特別措置法に規定する先端設備(零)を追加、汚水又は廃液処理施設を(1/3)から(1/2)に改正、特定有害物質の排出又は飛散抑制施設(1/2)を廃止及び再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス)の規模区分に応じて(1/2)から(3/4)の範囲で規定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地又は家屋について、登記簿上の所有者等が死亡している場合における現所有者に対し、住所、氏名等の必要な事項の申告を制度化</li> <li>・固定資産税(償却資産)の課税標準の特例措置(わがまち特例)における大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設(1/2)を廃止、水力発電設備の特例率を(2/3)から(3/4)に改正</li> <li>・固定資産税(償却資産)の課税標準の特例措置(わがまち特例)の対象施設に事業用家屋、建築物(零)を追加※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税の課税標準の特例措置(わがまち特例)における先端設備に係る規定を整理</li> </ul>
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3輪以上の軽自動車(新車のみ)について環境性能に応じて平成30年度分、令和元年度分に限り税率の軽減を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「軽自動車税」を軽自動車税の「種別割」に改正(令和2年度から適用)</li> <li>・環境性能割の減免、過料(10万円以下)及び賦課徴収事務等の特例を規定(令和元年10月1日から適用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免について、法人は社会福祉法人若しくは社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人の対象車両に変更、個人は障害の等級に応じて対象とするものに変更</li> <li>・一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車の税率を令和2年度分、令和3年度分に限り税率の軽減を規定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車の税率を令和4年度分、令和5年度分に限り税率の軽減を規定</li> </ul>
市たばこ税					
特別土地保有税					
入湯税					
都市計画税					
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長</li> </ul>			

※下線部は、新型コロナウイルス感染症の影響による条例改正

5 市税の税率表①

令和3年4月1日現在

税目		市 民 税																																																																																					
区分		個人市民税				法人市民税																																																																																	
根拠法令 (※1)		法292条～ 条例10条～																																																																																					
賦課期日		1月1日																																																																																					
納税義務者		○市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該市内に住所を有しない者（均等割）				○市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割） ○市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（均等割）																																																																																	
課税標準		総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、分離課税の譲渡所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額				法人税額																																																																																	
税率		<p>○均等割 市民税 3,500円 県民税 1,800円 (内、水源環境の保全・再生のための超過税率300円)</p> <p>○所得割 市民税 6/100 県民税 4.025/100 (内、水源環境の保全・再生のための超過税率0.025/100)</p> <p>○分離課税の譲渡所得にかかる税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>市</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">短期</td> <td>一般</td> <td>5.4%</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>軽減（国等に対する譲渡）</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">長期</td> <td rowspan="2">一般</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>軽減</td> <td>6,000万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（居住用財産）6,000万円超の部分</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定 （優良特定）</td> <td>2,000万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超の部分</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">株式譲渡</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">先物取引</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>				区分		税率				市	県	短期	一般	5.4%	3.6%	軽減（国等に対する譲渡）	3.0%	2.0%	長期	一般	3.0%	2.0%	軽減	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%		（居住用財産）6,000万円超の部分	3.0%	2.0%	特定 （優良特定）	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	2,000万円超の部分	3.0%	2.0%	株式譲渡		3.0%	2.0%	先物取引		3.0%	2.0%	<p>○均等割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> <th>税額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の法人等</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円以上及び保険業法に規定する相互会社、法人課税信託に係る受託法人</td> <td>8.4% (12.1) 《14.7》</td> </tr> <tr> <td>1億円以上5億円未満</td> <td>7.2% (10.9) 《13.5》</td> </tr> <tr> <td>その他の法人等</td> <td>6.0% (9.7) 《12.3》</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年10月1日以後から令和元年9月30日までに開始する事業年度は（）内の税率、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分は《》内の税率を適用する。</p>		資本金	従業員数	税額（円）	50億円超	50人超	3,000,000	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000	10億円超	50人以下	410,000	1億円超	50人超	400,000	10億円以下	50人以下	160,000	1,000万円超	50人超	150,000	1億円以下	50人以下	130,000	1,000万円以下	50人超	120,000	その他の法人等		50,000	資本金等	税率	5億円以上及び保険業法に規定する相互会社、法人課税信託に係る受託法人	8.4% (12.1) 《14.7》	1億円以上5億円未満	7.2% (10.9) 《13.5》	その他の法人等	6.0% (9.7) 《12.3》
区分		税率																																																																																					
		市	県																																																																																				
短期	一般	5.4%	3.6%																																																																																				
	軽減（国等に対する譲渡）	3.0%	2.0%																																																																																				
長期	一般	3.0%	2.0%																																																																																				
		軽減	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%																																																																																		
		（居住用財産）6,000万円超の部分	3.0%	2.0%																																																																																			
	特定 （優良特定）	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%																																																																																			
		2,000万円超の部分	3.0%	2.0%																																																																																			
株式譲渡		3.0%	2.0%																																																																																				
先物取引		3.0%	2.0%																																																																																				
資本金	従業員数	税額（円）																																																																																					
50億円超	50人超	3,000,000																																																																																					
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000																																																																																					
10億円超	50人以下	410,000																																																																																					
1億円超	50人超	400,000																																																																																					
10億円以下	50人以下	160,000																																																																																					
1,000万円超	50人超	150,000																																																																																					
1億円以下	50人以下	130,000																																																																																					
1,000万円以下	50人超	120,000																																																																																					
その他の法人等		50,000																																																																																					
資本金等	税率																																																																																						
5億円以上及び保険業法に規定する相互会社、法人課税信託に係る受託法人	8.4% (12.1) 《14.7》																																																																																						
1億円以上5億円未満	7.2% (10.9) 《13.5》																																																																																						
その他の法人等	6.0% (9.7) 《12.3》																																																																																						
徴収方法		普通徴収				特別徴収																																																																																	
						給与	公的年金																																																																																
期別		1	2	3	4	6月～翌年5月（毎月）	偶数月（隔月）																																																																																
納期 (※2)		6月1日～6月30日	8月1日～8月31日	10月1日～10月31日	1月1日～1月31日	徴収した月の翌月10日まで（毎月）	徴収した月の翌月10日まで（隔月）																																																																																
		事業年度終了後2か月以内																																																																																					

※1 法：地方税法 条例：秦野市市税条例

※2 納期限が金融機関の休業日の場合は、その翌日

5 市税の税率表②

令和3年4月1日現在

税目	固定資産税	都市計画税	軽自動車税 (種別割)	市たばこ税	入湯税																																															
根拠法令 (※1)	法341条～ 条例21条～	法702条～ 条例43条～	法442条～ 条例30条～	法464条～ 条例36条～	法701条～ 条例38条～																																															
賦課期日	1月1日		4月1日		1月1日																																															
納税義務者	○固定資産 (土地・家 屋・償却資 産) の所有者	○市街化区域 の固定資産 (土地・家 屋) の所有者	○原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の 小型自動車の所有者	○卸売販売業者等	○鉱泉浴 場の入 湯客																																															
課税標準	固定資産の価格		総排気量・車種による	製造たばこの売渡 し等に係る本数	鉱泉浴場 における 入湯																																															
税率	1.4/100  免税点 土地 30万円  家屋 20万円  償却 150万円	0.25/100	○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 ○軽自動車 2輪車 3,600円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 ○2輪の小型自動車 6,000円 (単位：円)	1,000本につき 6,122円	1人1日に つき150円																																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">年税額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">標準税率</th> <th rowspan="2">重課税率</th> <th colspan="3">軽課税率 (グリーン化特例)</th> </tr> <tr> <th>約 75% 軽 減</th> <th>約 50% 軽 減</th> <th>約 25% 軽 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>3 輪</td> <td>3,900 (3,100)</td> <td>4,600</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 輪 乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 (5,500)</td> <td>8,200</td> <td>1,800</td> <td>3,500</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 (7,200)</td> <td>12,900</td> <td>2,700</td> <td>5,400</td> <td>8,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 輪 貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800 (3,000)</td> <td>4,500</td> <td>1,000</td> <td>1,900</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 (4,000)</td> <td>6,000</td> <td>1,300</td> <td>2,500</td> <td>3,800</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年税額					標準税率	重課税率	軽課税率 (グリーン化特例)			約 75% 軽 減	約 50% 軽 減	約 25% 軽 減	軽自動車	3 輪	3,900 (3,100)	4,600	1,000	2,000	3,000	4 輪 乗用	営業用	6,900 (5,500)	8,200	1,800	3,500	5,200	自家用	10,800 (7,200)	12,900	2,700	5,400	8,100	4 輪 貨物	営業用	3,800 (3,000)	4,500	1,000	1,900	2,900	自家用	5,000 (4,000)	6,000	1,300	2,500	3,800		
区分	年税額																																																			
	標準税率	重課税率	軽課税率 (グリーン化特例)																																																	
約 75% 軽 減			約 50% 軽 減	約 25% 軽 減																																																
軽自動車	3 輪	3,900 (3,100)	4,600	1,000	2,000	3,000																																														
	4 輪 乗用	営業用	6,900 (5,500)	8,200	1,800	3,500	5,200																																													
		自家用	10,800 (7,200)	12,900	2,700	5,400	8,100																																													
	4 輪 貨物	営業用	3,800 (3,000)	4,500	1,000	1,900	2,900																																													
自家用		5,000 (4,000)	6,000	1,300	2,500	3,800																																														
徴収方法	普通徴収		普通徴収	申告納付	特別徴収																																															
期 別	1	2	3	4	全 期	毎月	毎月																																													
納 期 (※2)	5月1日 ～ 5月31日	7月1日 ～ 7月31日	9月1日 ～ 9月30日	12月1日 ～ 12月28日	5月1日～5月31日	翌月末日	翌月15日																																													

※1 法：地方税法 条例：秦野市市税条例

※2 納期限が金融機関の休業日の場合は、その翌日

6 税率の変遷①

年度		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27		
市 民 税	個人	均等割	3,000円【H16から】			3,500円【H26からR5まで】		
		所得割	一律 6/100【H19から】					
	法人	均等割	資本金等の額50億円超 従業者50人超 3,000,000円 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000円 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410,000円 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000円 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000円 資本金等の額1千万円超1億円以下 従業者50人超 150,000円 資本金等の額1千万円超1億円以下 従業者50人以下 130,000円 資本金等の額1千万円以下 従業者50人超 120,000円 その他の法人等 50,000円 【H6. 4. 1以後終了事業年度から適用】					
		法人税割 (特例措置後の実質税率による。)	資本金等の額5億円以上	14. 7/100			資本金等の額5億円以上 12. 1/100	
			資本金等の額1億円以上5億円未満	13. 5/100			資本金等の額1億円以上5億円未満 10. 9/100	
			資本金等の額1億円未満	12. 3/100			資本金等の額1億円未満 9. 7/100	
			【S56. 8. 1以後終了事業年度から適用】			【H26. 10. 1以後開始事業年度から適用】		
				※法人課税信託に係る受託法人 14. 7/100【H19から】				
		固定資産税	1. 4/100 (免税点 土地30万円 家屋20万円 償却資産150万円【H3から】)					
		軽自動車税	原動機付自転車	軽自動車			軽自動車	
	50CC以下	1,000円	二輪	2,400円	三輪以上の車両の初度検査時期によって異なる税率を適用			
	90CC以下	1,200円	三輪	3,100円				
	90CC超	1,600円	四輪以上		○新税率			
	ミカー	2,500円	乗用営業用	5,500円	三輪 3,900円			
	小型特殊自動車		乗用自家用	7,200円	四輪以上			
	農耕作業用	1,600円	貨物用営業用	3,000円	乗用営業用 6,900円			
	その他	4,700円	貨物用自家用	4,000円	乗用自家用 10,800円			
	二輪の小型自動車	4,000円			貨物用営業用 3,800円			
					貨物用自家用 5,000円			
					【H27. 4. 1以後に初度検査を受けた車両】			
					○旧税率			
					新税率以外の従来の税率			
市たばこ税	千本につき5,262円 (旧3級品2,495円) 【H25. 4. 1から】							
特別土地保有税	1. 4/100 (保有分) 3/100 (取得分)【S48から】		新規課税停止【H15から】					
入湯税	入湯客1人1日150円【S53. 1. 1から】							
都市計画税	0. 25/100【H1から】							

6 税率の変遷②

年度		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	
市 民 税	個人 均等割							
		所得割						
	法人 均等割							
		法人税割 (特例措置後の実質税率による。)						
固定資産税	軽自動車税 原動機付自転車 50CC以下 2,000円 90CC以下 2,000円 90CC超 2,400円 ミカー 3,700円 軽自動車(種別割) 二輪 3,600円 (単位:円)						軽自動車(環境性能割) <b>【R1. 10. 1から神奈川県で徴収】</b> 軽自動車税から種別割に名称変更 <b>【R1. 10. 1変更、R2年度課税分から適用】</b> 従前の税率と同じ	
市たばこ税	千本につき 5,262円 (旧3級品2,925円) <b>【H28. 4. 1から4か年に分けて段階的に税制改正の実施】</b>	(旧3級品3,355円)	(旧3級品4,000円)	千本につき 5,692円 <b>【H30. 10. 1から】</b>	(旧3級品5,692円) <b>【R1. 10. 1から】</b> ※旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率が廃止	千本につき 6,122円 <b>【R2. 10. 1から】</b>	千本につき 6,552円 <b>【R3. 10. 1から】</b>	
特別土地保有税								
入湯税								
都市計画税								

※ 本表は、変更点のみ記載

7 個人市民税所得控除額等の変遷①

年度		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
所得金額	控除額	(給与所得控除額) (1) 180万円以下 収入金額×40% (最低控除額65万円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (5) 1,000万円超 収入金額×5%+1,700,000円 注) 660万円未満の場合は所得税法別表5の付表により求める。 (公的年金等所得控除額) 65歳未満 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円を超え410万円以下 収入金額×25%+375,000円 (3) 410万円を超え770万円以下 収入金額×15%+785,000円 (4) 770万円超 収入金額×5%+1,555,000円 (公的年金等所得控除額) 65歳以上 (1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円を超え410万円以下 収入金額×25%+375,000円 (3) 410万円を超え770万円以下 収入金額×15%+785,000円 (4) 770万円超 収入金額×5%+1,555,000円				
	専従者控除	(青色) 適正な給与の支払。(白色) 配偶者86万円、その他50万円				
所得控除	雑損	次のいずれか多い金額 (1) 損失額－補てん額－総所得金額等×10% (2) 災害関連支出金額－補てん額－5万円				
	医療費	(支払った医療費 補てん額)－〔10万円又は(総所得金額等×5%)のいずれか低い金額〕 (限度額200万円)				
	社会保険料	支払った保険料の額				
	小規模企業共済等掛金	支払った掛金の額				
	生命保険料	(1) 生命保険料だけの場合 15,000円以下全額 15,000円を超え40,000円以下 支払保険料×1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (2) 個人年金保険料だけの場合 (1)と同様 (3) 両方の場合 (1)と(2)の合計額				
	損害保険料 地震保険料	(1) 短期損害保険料だけの場合 (2) 長期損害保険料だけの場合 1,000円以下 全額 5,000円以下 1,000円を超え3,000円以下 支払保険料×1/2+500円 5,000円を超え15,000円以下 支払保険料×1/2+2,500円 3,000円超 2,000円 15,000円超 10,000円 (3) 両方の場合 (1)と(2)の合計額(限度額1万円)	短期損害保険料の廃止 地震保険料だけの場合 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,000円超 25,000円 長期損害保険料と地震保険料の両方の場合はその合計(限度額25,000円)			
	寄附金	神奈川県共同募金会、日本赤十字社、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金 次のいずれか低い金額 (1) 寄附金の合計額－10万円 (2) 合計所得金額×25%－10万円	税額控除へ変更 ・適用下限額を5,000円に引き下げ ・ふるさと納税寄附金、 条例指定寄附金の創設	(税額控除 適用下限額を2,000円に引き下げ)		
	障害者	一般障害者 26万円 特別障害者 30万円 ・寡婦(夫) 26万円 ・特定の寡婦 30万円 ・勤労学生 26万円				・同居特別障害者 53万円
	配偶者	配偶者 33万円(同居特別障害者 56万円) 老人配偶者 38万円(同居特別障害者 61万円)				・同居特別障害者加算の改組
	配偶者特別	(1) 配偶者が控除対象配偶者に該当する場合の配偶者特別控除の廃止 (2) 配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 合計所得金額45万円未満 33万円 合計所得金額45万円以上75万円未満 38万円－(合計所得金額－38万円) 合計所得金額75万円以上76万円未満 3万円				
扶養	扶養親族 33万円(同居特別障害者 56万円) 特定扶養親族 45万円(同居特別障害者 68万円) 老人扶養親族 38万円(同居特別障害者 61万円) 同居老親等扶養親族 45万円(特別障害者 68万円)				・年少扶養控除廃止 ・特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止 ・同居特別障害者加算の改組	
基礎	33万円					
その他	老年者控除の範囲	老年者控除の廃止				
	障、老、未、寡の非課税の範囲	老年者非課税規定の廃止				
	非課税限度額	均等割	35万円×N人+21万円			
	※本人のみの場合加算なし Nは家族の人数	所得割	35万円×N人+32万円			
	〈定率減税〉 廃止(所得割 7.5%減税、上限額2万円) 〈税源移譲に伴う調整控除の創設〉				〈退職所得〉 税額控除等の廃止	

7 個人市民税所得控除額等の変遷②

区分	年度										
	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3		
所得金額			(給与所得控除額) 給与収入1500万円を超える場合の給与所得控除に上限(245万円)を設定			(給与所得控除額) 給与収入1200万円を超える場合の給与所得控除の上限額を230万円に引き下げ		(給与所得控除額) 給与収入1000万円を超える場合の給与所得控除の上限額を220万円に引き下げ		(給与所得控除額) ・控除額を10万円引き下げ ・給与収入850万円を超える場合の給与所得控除の上限額を195万円に引き下げ(公的年金等所得控除額) ・控除額を10万円引き下げ ・公的年金等収入1000万円を超える場合の公的年金等所得控除に上限(195.5万円)を設定 ・公的年金等以外の所得金額が1000万円を超える場合は、公的年金等所得控除額を引き下げ 所得金額調整控除の創設	
	専従者控除										
所得控除	雑 損										
	医 療 費						・医療費控除の特例の創設 12,000円を超えるスイッチOTC医薬品の購入金額(限度額88,000円) 従来の医療費控除とは選択適用				
	社会保険料										
	小規模企業共済等掛金										
	生命保険料		<sup>①</sup> 介護医療保険控除の創設 <sup>②</sup> 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)の控除額の改正 12,000円以下 全額 12,000円を超え32,000円以下 支払保険料×1/2+6,000円 32,000円を超え56,000円以下 支払保険料×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 <sup>③</sup> 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)については変更無 <sup>④</sup> 新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合 各控除額の上限は28,000円 <sup>⑤</sup> 各控除額合計の適用限度額は70,000円								
	損害保険料 地震保険料										
	寄 附 金				・ふるさと納税ワントップ特例制度の創設 ・ふるさと納税の特例控除限度額を20%に引き上げ						
	障 害 者								ひとり親控除30万円 寡婦控除26万円		
	配 偶 者							・納税義務者の合計所得金額に応じた控除額改正			
	配偶者特別							・対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下に引き上げ ・納税義務者の合計所得金額に応じた控除額改正			
扶 養											
基 礎											
43万円											
その他	老年者控除の範囲										
	障、老、未、寡の非課税の範囲										
	非課税限度額 ※本人のみの場合加算なし Nは家族の人数							35万円×N人+31万円			
							35万円×N人+42万円				
							<調整控除> 合計所得金額が2500万円超は適用外				



## 市 税 概 要

令和3年（2021年）12月発行

編集発行 秦野市 総務部  
市民税課・資産税課・債権回収課

〒257-8501

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-5111（代表）

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/>